

第 470 回 群馬地方最低賃金審議会 会議次第

令和 8 年 7 月 1 日
前橋地方合同庁舎
1 階 共用会議室

1 開 会

2 審議会委員及び事務局職員紹介

3 局長挨拶

4 会長代理選出

5 議 題

(1) 令和 8 年度群馬地方最低賃金審議会の運営について

(2) 群馬県最低賃金の改正決定について（諮問）

(3) 群馬県最低賃金専門部会の設置等について

(4) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について

(5) 令和 8 年度最低賃金に関する実態調査について

(6) その他

6 閉 会

第 470 回群馬地方最低賃金審議会

資 料

- 1 群馬地方最低賃金審議会委員名簿（第 50 期）（令和 8 年 6 月 4 日現在）
- 2 群馬地方最低賃金審議会事務局職員名簿
- 3 最低賃金法（抜粋）
- 4 群馬地方最低賃金審議会運営規程
- 5 最低賃金審議会令（抜粋）
- 6 令和 8 年度最低賃金に関する実態調査
- 7 令和 8 年度における群馬県特定最低賃金改正決定に係る申出の意向表明状況
- 8 令和 8 年 7 月 1 日付け、群馬県知事からの要請文
- 9 2026 年 6 月 10 日付け、群馬弁護士会会長からの会長声明
- 10 令和 8 年 6 月 23 日付け、目安制度の在り方に関する全員協議会からの報告
- 11 生活保護制度の概要
- 12 労働市場速報（令和 8 年 5 月分）群馬労働局職業安定部職業安定課
- 13 法人企業景気予測調査（令和 8 年 4 月～6 月期調査）（群馬県分）
令和 8 年 6 月 11 日 財務省関東財務局前橋財務事務所
- 14 群馬県金融経済概況（2026 年 6 月）2026 年 6 月 1 日 日本銀行前橋支店
- 15 令和 8 年春闘 各機関別賃上げ集計状況
- 16 群馬地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

群馬地方最低賃金審議会委員名簿（第 50 期）

（令和 8 年 6 月 4 日現在）

（敬称略、五十音順）

区分	氏 名	現 職	備考
公 益 代 表	お ぶち き く お 小 渕 紀 久 男	（株）上毛新聞社 取締役 総務・経理・労務・経営企画担当	
	にし かわ しず か 西 川 静 華	高崎経済大学経済学部准教授	
	にし むら よし こ 西 村 淑 子	群馬大学情報学部教授	
	は ま だ み ど り 濱 田 み ど り	弁護士	新任
	よね もと きよし 米 本 清	高崎経済大学地域政策学部教授	◎
労 働 者 代 表	あら い かず なり 新 井 和 成	情報産業労働組合連合会群馬県協議会議長	
	かつ また ゆう じ 勝 又 雄 司	S U B A R U 関連労働組合連合会中央執行委員	新任
	こし ざわ やす ゆき 越 澤 恭 行	電機連合群馬地方協議会事務局長	
	むら やま ひろ みつ 村 山 洋 光	日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長	
	やま むら やす お 山 村 康 郎	J A M 北関東群馬県連絡会会長	
使 用 者 代 表	あら い り ま 新 井 理 麻	（株）芹沢システムリサーチ代表取締役	
	い が らし りょう じ 五 十 嵐 亮 二	（一社）群馬県経営者協会専務理事	
	う い まさ のり 宇 井 正 典	アサヒライズ（株）代表取締役社長	
	かな い ひろし 金 井 浩	三山鋼機（株）代表取締役社長	
	まつ ぎき とも やす 松 崎 友 康	富士部品工業（株）代表取締役社長	

※ 備考欄の◎は会長

群馬地方最低賃金審議会事務局職員名簿

群馬労働局労働基準部賃金室
前橋市大手町2丁目3番1号
T E L 0 2 7 - 8 9 6 - 4 7 3 7

職 名	氏 名
労働局長	うえ の やす ひろ 上 野 康 博
労働基準部長	こ じま さと し 小 島 悟 司
賃 金 室 長	たけ うち よし ゆき 竹 内 義 之
賃 金 指 導 官	ね ぎし よし ひさ 根 岸 義 久
労働基準監督官	くり はら こう すけ 栗 原 宏 介

最低賃金法（抜粋）

第二十四条 （会長）

第1項 最低賃金審議会に会長を置く。

第2項 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

第3項 会長は、会務を総理する。

第4項 会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

第二十五条 （専門部会等）

第1項 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

第2項 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

第3項 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

第4項 第二十三条第一項及び第四項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。

第5項 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

第6項 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

群馬地方最低賃金審議会運営規程

(目 的)

第1条 群馬地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、群馬労働局長（以下「局長」という。）、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規程は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答弁書を局長に送付するものとする。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月2日から施行する。

最低賃金審議会令（抜粋）

第三条（委員の推薦）

第1項 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

第2項 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

第六条（最低賃金専門部会）

第1項 最低賃金法第二十五条第一項又は第二項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員）の数は、九人以内とする。

第2項 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

第3項 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。

第4項 第三条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第一項中「関係

労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者（関係者の団体を含む。）」と、同条第二項中「推薦」とあるのは「推薦（都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないと認める候補者に係る推薦を除く。）」と読み替えるものとする。

第5項 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

第6項 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第二項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。

第7項 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

令和 8 年度最低賃金に関する実態調査

賃金改定状況調査

- 1 調査の目的
中央最低賃金審議会における目安等の審議資料
- 2 調査の範囲及び対象
地域・・・群馬県全域

産業・・・製造業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）
（企業規模及び常用労働者数 30 人未満の民営事業所）

調査依頼数 211 事業所
- 3 調査事項
令和 7 年 6 月分賃金及び令和 8 年 6 月分賃金
- 4 調査方法
通信調査（委託先からの発送、郵便報告方式の場合は委託先での回収、オンライン報告方式の場合は本省において回収）
- 5 集計
厚生労働省労働基準局賃金課

最低賃金に関する基礎調査

- 1 調査の目的
地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議資料
- 2 調査の範囲及び対象
地域・・・群馬県全域
産業・・・製造業及び情報通信業のうち新聞業及び出版業（100 人未満の民営事業所）
卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）（30 人未満の民営事業所）

調査依頼数 2, 121 事業所
- 3 調査事項
令和 8 年 6 月分賃金
- 4 調査方法
通信調査（委託先からの発送、郵便報告方式の場合は労働局での回収、オンライン報告方式の場合は本省において回収）

5 集計

群馬労働局労働基準部賃金室

集計結果の公表

集計結果のうち、以下の集計表については、本年地方最低賃金審議会の審議終了の4ヶ月後に厚生労働省ホームページ及びe-s t a tへ掲載します。ただし、必要に応じて地方最低賃金審議会において一部公表とすることも可能です。

- ① 産業、就業形態、賃金階級、事業所規模・地域・年齢階級別労働者数
- ② 産業、就業形態、賃金階級、性、年齢階級別労働者数
- ③ 賃金階級、勤続年数階級別労働者数
- ④ 諸手当の種類別労働者1人平均支給額

集計及び復元方法

「令和3年経済センサスー活動調査」（総務省・経産省の全数調査）による確報集計の結果に基づく「事業所母集団リスト（令和5年次フレーム）」（事業所リスト）の産業分類ごとの労働者数により復元し、集計します。

月給者及び日給者については、時間額に換算して集計します。

令和 8 年度における群馬県特定最低賃金改正決定に係る申出の意向表明状況

適用労働者数は、令和 7 年 12 月現在把握のもの

新設・改正 の別	件名・適用の範囲	意向表明日	意向表明者（団体名）	適用労働者数	申出期日
改 正	群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業 最低賃金 [E220+E222+E225 (E2251・E2252 除く) +L7282]	令和 8 年 1 月 23 日	日本基幹産業労働組合 連合会 群馬県本部	1,641 人	令和 8 年 7 月下旬
改 正	群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、 その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、 その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、 サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金 [E25 (E251 除く) +E260+E2621 (一部) +E2635 (一部) +E2645+E2652+E266+E269 (E2693 一 部除く + E2699 除く) + E270 + E271 + E272 + L7282]	令和 8 年 1 月 23 日	J AM北関東群馬県連絡会 (J AM群馬)	16,802 人	令和 8 年 7 月下旬
改 正	群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 [E28+E29 (E2941・E295 除く +E2973 一部除く + E299 除く) +E30+L7282]	令和 8 年 1 月 23 日	全日本電機・電子・情報 関連産業労働組合連合会 群馬地方協議会	20,994 人	令和 8 年 7 月下旬
改 正	群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金 [E260+E2621 (一部) +E31+L7282]	令和 8 年 1 月 23 日	全日本自動車産業労働組合 総連合会 群馬地方協議会	43,052 人	令和 8 年 7 月下旬

群馬県の最低賃金について

群馬県の経済を持続的に発展させるためには、中小企業の稼ぐ力を向上させることにより、生産性向上、賃金上昇、消費の拡大という「賃金と消費の好循環」を生み出していくことが重要です。そうした中で最低賃金は、労働者の生活を守るセーフティネットであると同時に、企業が賃金を決定する際の大きな要素であると考えています。

昨年度、群馬県の最低賃金は、群馬地方審議会での熱心な御議論の結果、目安額に+15円上乗せの1,063円となる大幅な引上げとなりました。県としても最低賃金決定の三要素を比較すると、北関東三県は同程度の水準にあると意見を提出させていただき、大幅な引上げにつきまして感謝申し上げます。結果として、栃木県や茨城県と約20円の差がありましたが、栃木県とは5円、茨城県とは11円まで差が縮まる結果となりました。

しかしながら、最低賃金額は大幅な引上げとなった一方、発効日が例年よりも半年近く遅れて令和8年3月1日となりました。大幅な引き上げに伴う事業者の準備期間を考慮し、審議会として判断されたと理解しておりますが、半年近く近隣県と最低賃金の差がさらに大きく広がったことも事実です。

県では、従業員の基本給を一定以上引き上げた中小企業に対して「ぐんま賃上げ促進支援金」を支給するほか、県内企業が生産性向上や適正な価格転嫁を進められるよう、引き続き支援に取り組んでいます。

県民幸福度の向上には、県民全体の賃金上昇が不可欠であると考えており、引き続き中央最低賃金審議会が示す目安額への大幅な上乗せと早期の発効について、議論が尽くされますことをお願い申し上げます。

令和8年7月1日

群馬地方最低賃金審議会会長 様

群馬県知事 山本 一太



群馬県の最低賃金及び中小企業への支援について

群馬県の経済を持続的に発展させるためには、中小企業の稼ぐ力を向上させることにより、生産性向上、賃金上昇、消費の拡大という「賃金と消費の好循環」を生み出していくことが重要です。そうした中で最低賃金は、労働者の生活を守るセーフティネットであると同時に、企業が賃金を決定する際の大きな要素であると考えています。

昨年度、群馬県の最低賃金は、群馬地方審議会での熱心な御議論の結果、目安額に+15円上乗せの1,063円となる大幅な引上げとなりました。県としても最低賃金決定の三要素を比較すると、北関東三県は同程度の水準にあると意見を提出させていただき、大幅な引上げにつきまして感謝申し上げます。結果として、栃木県や茨城県と約20円の差がありましたが、栃木県とは5円、茨城県とは11円まで差が縮まる結果となりました。

しかしながら、最低賃金額は大幅な引上げとなった一方、発効日が例年よりも半年近く遅れて令和8年3月1日となりました。大幅な引き上げに伴う事業者の準備期間を考慮し、審議会として判断されたと理解しておりますが、半年近く近隣県と最低賃金の差がさらに大きく広がったことも事実です。

県では、従業員の基本給を一定以上引き上げた中小企業に対して「ぐんま賃上げ促進支援金」を支給するほか、県内企業が生産性向上や適正な価格転嫁を進められるよう支援に引き続き取り組んでいます。

県民幸福度の向上には、県民全体の賃金上昇が不可欠であると考えており、引き続き中央最低賃金審議会が示す目安額への大幅な上乗せと早期の発効について、議論が尽くされますことをお願い申し上げます。

あわせて、最低賃金引上げにより経営に影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する各種支援施策について継続して実施していただくとともに、早期に支援が行き渡るような御配慮をお願い申し上げます。

令和8年7月1日

群馬労働局長 上野 康博 様

群馬県知事 山本 一太



2026年6月10日

群馬地方最低賃金審議会 会長 様

群馬弁護士会

会長

(公印省略)

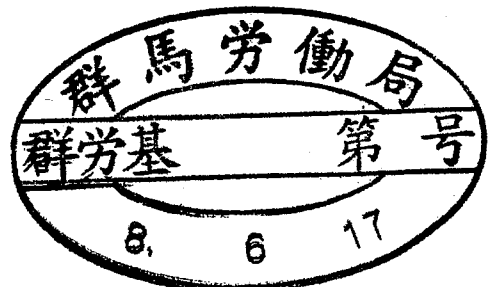
会長声明の送付について

当会では、別添のとおり会長声明を発表しましたので、参考までに送付いたします。

(添付書類)

- ・ 全国一律の最低賃金の実現及び最低賃金の引上げを求める会長声明

以上



全国一律の最低賃金の実現及び最低賃金の引上げを求める会長声明

- 1 現行の地域別最低賃金制度は、最低賃金法9条2項（「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」）を根拠としている。

しかし、調査によれば、「労働者の生計費ⁱ」は地域差がほとんどないⁱⁱ。このことは、地域別の最低賃金制度を維持する根拠の希薄さを示すものであり、現行制度によって賃金の地域間格差が固定、拡大する要因になっているとの批判を免れない。したがって、地域間格差を解消し、早期に全国一律の最低賃金制度の実現を目指すことがまず求められるべきである。最低賃金のランク区分は、47都道府県間の格差は縮小傾向にある一方で地域別最低賃金額の差が開く可能性に配慮する等の理由で、3ランクとされているが、不十分と言わざるを得ない。

- 2 現在、群馬県の最低賃金は1063円にとどまる。そのため、最低賃金近傍の賃金で就労する群馬県内労働者の収入は、約18万円/月額（約221万円/年額）にとどまることになる。今日の消費生活関連物価の上昇傾向も踏まえると「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」水準（同法9条3項）を確保するためには、群馬県の地域別最低賃金額を大きく引き上げることが必要であるⁱⁱⁱ。政府は、2025年6月に閣議決定したいわゆる「骨太の方針」^{iv}で「2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける」としているが、現政権にはこの立場の堅持を求める。

- 3 また、最低賃金の発効は、例年、多くの都道府県で10月初旬であったところ、2025年の改定については、例年よりも遅い都道府県が相次いだ。このような事態は労働者の生活にとって望ましいものではない。最低賃金の発効は、速やかになされなければならない。

- 4 加えて、「通常の事業の賃金支払能力」（同法9条2項）は、地域による差異のみならず、企業規模や産業、職種の違いによる影響も大きく受けていることが賃金構造基本統計調査から読み取れるから、最低賃金の水準を引き上げる際には、経営基盤が脆弱な中小企業への政策的配慮（「業務改善助成金」制度の活用、社会保険料事業主負担部分の減免等）を行うことが強く求められる。

- 5 以上のとおりであるから、当会は、中小事業者への政策的配慮と併せて、最低賃金を早期に大幅に引き上げて地域間格差を解消し、地域別最低賃金を廃止して全国一律化を実現していくよう求めるものである。

2026年6月10日

群馬弁護士会 会長

ⁱ 食費や住居費、水光熱費、家具家電用品費、被服・履物費、保険医療費、交通・通信費、教養

娯楽費など労働者の生活に最低必要と考えられる費用を指す。

ii 日本労働組合総連合会の「2017年連合リビングウェイジ～労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準の試算～」及び ██████████ 静岡県立大学短期大学部准教授（当時）の「現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費の実証的研究」参照。同実証的研究によると、「労働者の生計費」は、都市部でも地方でも月額22～24万円（時給換算1300～1400円）である。

iii 群馬県の地域別最低賃金額は、註iiの ██████████ 准教授（当時）の実証的研究における、当時の「労働者の生計費」すら下回っている。なお、日本労働組合総連合会による連合リビングウェイジ簡易改定版（2025年10月23日公表）全国労働組合総連合による最低生計費資産調査総括表（2025年10月1日現在）も参照。

iv 経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～

基 発 0623 第 3 号
令和 8 年 6 月 23 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」
について

令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点等については、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会において、令和 8 年 2 月 27 日から累次にわたり審議されてきたところであるが、本日、「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」が取りまとめられ、同全員協議会から別添のとおり報告が行われた。

中央最低賃金審議会においては、本取りまとめを全会一致で了承し、各地方最低賃金審議会に対し通知することとしたので、貴職より地方最低賃金審議会に対し当該文書を伝達されたい。

令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理

令和8年6月23日

1 令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題

令和7年度の地域別最低賃金については、令和7年9月5日までに全ての地方最低賃金審議会で答申が出され、全国加重平均で1,121円、過去最大66円の引上げとなった。

令和7年度は、中央最低賃金審議会において、A・Bランク63円、Cランク64円と、昭和53年度に目安制度が始まって以降、最も高い引上げ額の目安（以下「目安額」という。）が提示された。また、この目安額を踏まえ、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となった。

また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あった。

これら令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえると、

- ・ 目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかといった、審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと
- ・ 地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること

等の課題があったと考えられる。

そこで、今般、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）」において、令和8年度以降の審議に向けて、主にこれら2つの事項について課題の整理と対応方針の整理を行うこととした。

2 近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方

(1) 課題

- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項において、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素のデータに基づく審議が原則である。また、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（令和5年4月6日）においても、「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導

くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた」とされたところ。

- 一方で、令和7年度の地方最低賃金審議会では、近隣県等の答申が出た後で審議を行うために、審議会日程を後ろ倒しにする動きも一部に見られ、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避の意識の中で、高い引上げ額となったのではないかと指摘がある。
- また、全員協議会の議論の中では、目安額に大幅な上乗せをする地域が多数生じる状況が今後も続くのであれば、目安制度の在り方自体を議論する必要があるのではないかと、この意見もあった一方、これらの審議結果の背景には、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応として、補助金等による政府の支援が示されたことなど、令和7年度の特殊事情があったのではないかと、この意見も出された。

(2) 対応方針

- 令和5年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第9条第2項¹の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会での審議を行うべきである。
- とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。
- 審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。
- なお、令和7年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。
- また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべき

¹ 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。(最低賃金法第9条第2項)

である。

- 地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。
- また、中央最低賃金審議会 で用いられた指標のうち、一部について都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

3 発効日についての考え方

(1) 課題

- 金額改正の発効日について、最低賃金法第14条第2項では、「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から」とされている。従前は、多くが「公示日から起算して30日を経過した日」から発効する法定発効であり、指定日発効について議論するケースは少なかった。
- 令和7年度は、中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の日安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）に「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」との記載が盛り込まれた。これを踏まえ、地方最低賃金審議会 で、引上げ額だけでなく発効日についても議論が行われた結果、特に、中央最低賃金審議会が示した目安額に10円以上の上乗せをするなど、地域別最低賃金額の大幅な引上げがあった11県において、指定日発効とした結果、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られた。
- 令和7年度は指定日発効が急増し、過半数の27府県で11月以降の発効となったほか、10月1日発効の栃木県から令和8年3月31日発効の秋田県まで発効日に大きなばらつきが生じた。
- さらに、6県において発効日が令和8年1月以降となったが、これらの県では、地方最低賃金審議会において、
 - ・ 地域別最低賃金引上げに伴う影響率が他地域と比べて高いこと
 - ・ これまで目安額どおりの引上げが続いてきたことから、令和7年度の大幅引上げは県内企業にとってインパクトが大きいことなどの点について公労使委員間で議論が行われた結果、発効日が例年と比べて

大幅に後ろ倒しされることとなったものである。

- 一方で、地域間の発効日の極端なばらつきは、最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大することや、仮に年度ごとに発効時期が大幅に変わるのであれば、労使双方の予見可能性を損なうおそれがあることなどの課題があるものと考えられる。
- 発効日の在り方については、一部の地方最低賃金審議会から、
 - ・ 地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において責任をもって結論を導き出すよう要望する
 - ・ 中央最低賃金審議会において、発効日の在り方や留意すべき点などについて考え方を示した上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当である
 - ・ 発効日の後ろ倒しを当該地域のみで実施した場合、他地域とのバランスの問題が生じるため、制度改正を含め、中央最低賃金審議会で議論すべき等の意見や要望が出されている。
- 全員協議会の議論において、次のような課題意識が示された。
 - ・ 地方から、発効日をどのように決めれば良いのか分からないという声が多く上がっており、一定の目安を示してほしいという意見も聞かれる。地方最低賃金審議会の委員が考えるべき方向性や考慮要素をある程度明確に示す必要があるのではないか。
 - ・ 発効日の決め方について、地方最低賃金審議会の委員の中に迷いや混乱が生じているように思う。中央最低賃金審議会として地方最低賃金審議会に対し、期待していることをメッセージとして改めて示すべきではないか。
 - ・ 「支払い準備」の解釈が過度に柔軟に広がると発効日の後ろ倒しの歯止めがきかなくなるため、一定程度定義し、メッセージとして発出する必要があるのではないか。

(2) 発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認

- 地域の実情を把握するため、まずは令和7年度の審議において、越年発効となった6県を含め発効日が後ろ倒しとなった府県の背景と賃上げへの影響を確認した。
(越年発効となった背景)
- 越年発効となった背景については、参考資料1のとおり、県により様々ではあるものの、熊本県を除く5県が、高い引上げ額に言及していた。
(発効日の後ろ倒しや越年発効の影響(企業や事業所への調査))
- 発効日が越年した県における求人賃金の状況について、ハローワークで受理したパートタイムの新規求人賃金を用いて確認したところ、3月発効の群

馬県・秋田県の両県において、令和7年度改定後の地域別最低賃金額を下回る求人の割合（未達求人割合）は、令和7年7月時点では約6割（群馬県：54.0%、秋田県：66.0%）であったところ、同年12月時点で約4割に減少し、令和8年1月時点で3割弱、2月時点で約1割となった（参考資料2）。

同じ企業を対象に継続して調査したものではないことに留意が必要であるが、本データを令和7年7月の未達求人割合に対する各月の未達求人割合の比率で見ると、群馬県（令和8年3月1日発効）の場合、令和7年12月で約7割（70.7%）、令和8年1月で5割、令和8年2月で1割弱（8.3%）に、秋田県（令和8年3月31日発効）の場合、令和7年12月で6割強（62.6%）、令和8年1月で約4割（40.6%）、令和8年2月で3割弱（28.9%）、令和8年3月に5%台（5.6%）となった。なお、本データはハローワークで受理した新規求人賃金に関するものであり、求人を出した企業が自社従業員の最低賃金近傍労働者の賃上げを行った時期を表したものではないことに留意する必要がある。

- 発効日が例年より後ろ倒しされたことの中小企業への影響に関して、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査を用いた厚生労働省の集計によると、必ずしも地域別最低賃金額の改定による賃上げではない点に留意が必要²だが、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が例年より後ろ倒しされ令和7年11月から令和8年3月までの間であった27府県に本社のある中小企業のうち、約8割の企業が「賃金の引上げ時期に影響はない」と回答した一方、約2割の企業は「引上げ時期を遅らせた（遅らせる予定である）」と回答し、その割合は発効日が遅いほど高くなった。また、発効日が後ろ倒しされたことによる企業経営等への様々な影響について、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した一方、約1割の企業は「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答し、同じくその割合は発効日が遅いほど高くなった。（参考資料3）
- さらに、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県の労働局において、地域別最低賃金の引上げの影響率が高い6業種³の中小企業・小規模事業者に対し、発効日が後ろ倒しになったことによる賃上げ時期への影響や、その受止め等についてヒアリングを行った。発効日の後ろ倒しを踏まえて賃上げ時期を遅らせたか否かについては、いずれの県でも、「例年より遅らせた」とする事業者もいれば「例年どおり」とする事業者もいた。「遅らせた」事業者の理由として、「賃上げ原資の確保」等

² 発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関する厚生労働省の委託調査についても同様の点に留意が必要

³ ①製造業②運輸業・郵便業③卸売業・小売業④宿泊業・飲食サービス業⑤生活関連サービス業・娯楽業⑥サービス業（他に分類されないもの）

の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も多くあった。一方、「例年どおり」とする事業者の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」との回答が多く、他に、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（福島県、飲食業等）」、「四国4県に支社があるので、一番早いところに合わせて賃上げしている（徳島県、運輸業）」、「（賃上げ時期に期限のある）県の補助金を利用するため（群馬県、製造業）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（福島県、運輸業）」などの回答があった。また、発効時期が例年より後ろ倒しされたことの受止めとして、「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（熊本、生活関連サービス業）」、「人件費を削減できてありがたい（群馬、小売業等）」などの意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（秋田、飲食業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（徳島県、サービス業）」などの意見があった。（参考資料4）

（発効日の後ろ倒しや越年発効の影響（労働者への調査））

- 他方、発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関して、厚生労働省の委託調査によれば、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県に主な仕事の勤務先がある最賃近傍雇用者（ここでは、時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者を指す。）のうち、約4割の労働者が「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」と回答した一方、3割台半ばの労働者が「遅れた」と回答した。また、地域別最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響について、6割台半ばの労働者が「特に影響はなかった」と回答した一方、約2割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」、約1割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」と回答した。（参考資料5）
- また、同調査において、過去1年間で時間あたり賃金が増えた最賃近傍雇用者について、賃金が増えた時期を確認したところ、「わからない」を除いて、「2025年10月」が3割台半ばと最も多く、「2026年4月」が1割台半ばと次いで多かった。これを令和7（2025）年度の地域別最低賃金の発効日別にみると、令和8（2026）年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」が4割弱と最も多く、令和8年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」が約3割と最も多く、「2026年3月」が3割弱と次いで多くなった。（参考資料6）

(3) 全員協議会における議論

- 発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第 2 項に「公示の日から起算して 30 日を経過した日（公示の日から起算して 30 日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされている。
- こうした中で、望ましい発効日の時期や地方最低賃金審議会での審議における考慮要素等に関しては、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見があった。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り公労使で十分に議論した上で決定することを明確にすべきという意見があった。さらに、就業調整の問題など他制度の課題を最低賃金法の枠組みの中に持ち込むことは、最低賃金法の本来の趣旨を歪めるおそれもあるため、できる限り最低賃金法の目的に即して運用することが望ましいとの意見があった。
- 他方で、特に令和 7 年度においては、事業者の予想を大きく上回る高い引上げ幅となった地域もある中で、発効日が後ろ倒しされたことは、企業にとって、賃金原資の確保、給与規程の見直し、就業調整の抑制等の観点から一定の意義があったと考えられるという意見があった。また、発効日のばらつき自体が直ちに問題なのではなく、決定理由についての議論と説明が不十分だった点に課題があり、引上げ額と同程度の重みをもって発効日についても議論を尽くし、その理由を対外的に丁寧に説明することで納得性を高めることが重要であるという意見があった。さらに、地方最低賃金審議会が発効日について議論されたことは大きな進展だが、年度ごとに発効日が大幅に変動すると、労使ともに予見可能性を欠くとともに、年度によっては次の発効日までの期間が短くなることによるデメリットについても踏まえるべきであるという意見もあった。
- さらに、引上げ額と発効日の関係について、次の意見があった。
 - ・ 地方最低賃金審議会の審議では、金額と発効日を分けて議論するプロセスを踏むべきである。最低賃金法上も、地域別最低賃金額の決定原則（第 9 条第 2 項）と発効時期の規定（第 14 条第 2 項）が明確に分けられている。
 - ・ 中央最低賃金審議会の「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」（令和 7 年 8 月 4 日）で「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」と示した趣旨は、発効日を交渉材料にして良いということではなく、引上げ額についてしっかり議論し、引上げを着実に実行できる発効日を地方最低賃金審議会の公労使委員間であわせて議論して決めてほしいという趣旨である。

- ・発効日の設定次第で、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば「交渉材料」として扱われている。発効日が後ろ倒しされることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が生じる状況となることは共通の認識とすべきである。物価上昇局面で発効日が遅れると、実質的な引上げ効果は更に低くなる。

(4) 対応方針

- 公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。
 - ・発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効⁴とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。
 - ・発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とすべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。
 - ・指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

4 その他

その他、ランク区分の見直しや、EU指令についての考え方に関して、委員から以下のような意見が出された。

⁴ 曜日の都合等により1日～数日程度ずらすようなケースは除く。

(1) ランク区分の見直し

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・現在のランク区分は、額差の幅が大きいBランクと、ほとんど幅のないCランクという構造になっており、目安の示し方として、現在のABC区分が妥当なのか改めて検討の余地がある。次の見直しでは、現在のABC区分を前提とした入替えにとどまらず、ランク制度のフレームそのものの在り方について幅広く検討する必要がある。
 - ・ランク区分そのものが、地域間格差を生む一つの要因になっている側面がある。次の見直しでは、どのような指標や考え方に基づいてランクを区分するか、その手法自体についても検証する必要がある。

(2) EU指令についての考え方

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・EU指令で示された賃金の中央値の60%や平均値の50%等の水準について議論する際は、均等待遇の見地から、所定内給与だけでなく特別給与も加味して見る必要がある。
 - ・物価や賃金が大きく変動する時代における合理性のある最低賃金の水準について、労働者の生計費や通常の事業の賃金支払能力の観点から、名目上の水準値がどれほど実質的な意味を持つのかについて、今後の議論の中で意識する必要がある。
 - ・日本と諸外国の賃金制度の違いや、OECDによる国際比較において各国のデータに含まれる賃金の範囲等を精査した上で議論を尽くす必要がある。

5 今後の取組について

- 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望する。
- 4(1)及び(2)について、全員協議会で引き続き議論を行うことで合意した。

発効日を令和8年1月1日以降に指定した県の根拠

参考資料 1

都道府県名	発効日指定の根拠
秋田県 (令和8年3月31日) 【1,031円、 +16円(+8.4%)】 (参考) 影響率：29.3%	・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであることや、<u>最賃引上げの影響率は全国でも高い水準にあり(令和6年度全国3位)、令和7年度の引上げで更に影響率が高まることが想定。</u> ・このような状況から、<u>企業の準備期間を十分に確保する必要性が他県と比較しても高く、制度上可能な最大限の準備期間を確保。</u>
群馬県 (令和8年3月1日) 【1,063円、 +15円(+7.9%)】 (参考) 影響率：18.5%	・これまで目安を大幅に超える改定を行っていなかったことを受け、<u>企業の準備期間を十分確保する必要性がある一方、企業における給料の締め日の状況や「1日」という県民への分かりやすさの観点</u>を踏まえて、<u>最大限の準備期間を確保。</u>
福島県 (令和8年1月1日) 【1,033円 +15円(+8.2%)】 (参考) 影響率：21.9%	・過去に例を見ない大幅な引上げであること、<u>官公需を含めた価格転嫁などの見直しが必要になること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
徳島県 (令和8年1月1日) 【1,046円 +3円(+6.7%)】 (参考) 影響率：27.4%	・2年間で150円という全国でも例のない大幅引上げとなるため、<u>十分な準備期間を確保する必要があること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
熊本県 (令和8年1月1日) 【1,034円、 +18円(+8.6%)】 (参考) 影響率：21.6%	・8月10日から大雨で県内に大きな被害が生じたため、使側は復旧に時間を要するとして令和7年度は例年よりも指定日発効を強く要望した。労側は当初、最賃と今回の大雨被害は別の問題として早期発効を求めたものの、<u>被害状況を踏まえて令和7年度に限った特殊事情として最終的に同意し、答申時期も考慮して発効日を1月1日とすることで労使が合意。</u>
大分県 (令和8年1月1日) 【1,035円、 +17円(+8.5%)】 (参考) 影響率：27.6%	・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであること、<u>最賃引上げの影響も令和6年度時点で27.6%と高い水準であったが、令和7年度の引上げで更に高まること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>

(注) 影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値(全国平均23.2%)。事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)が調査対象。

2 発効日について

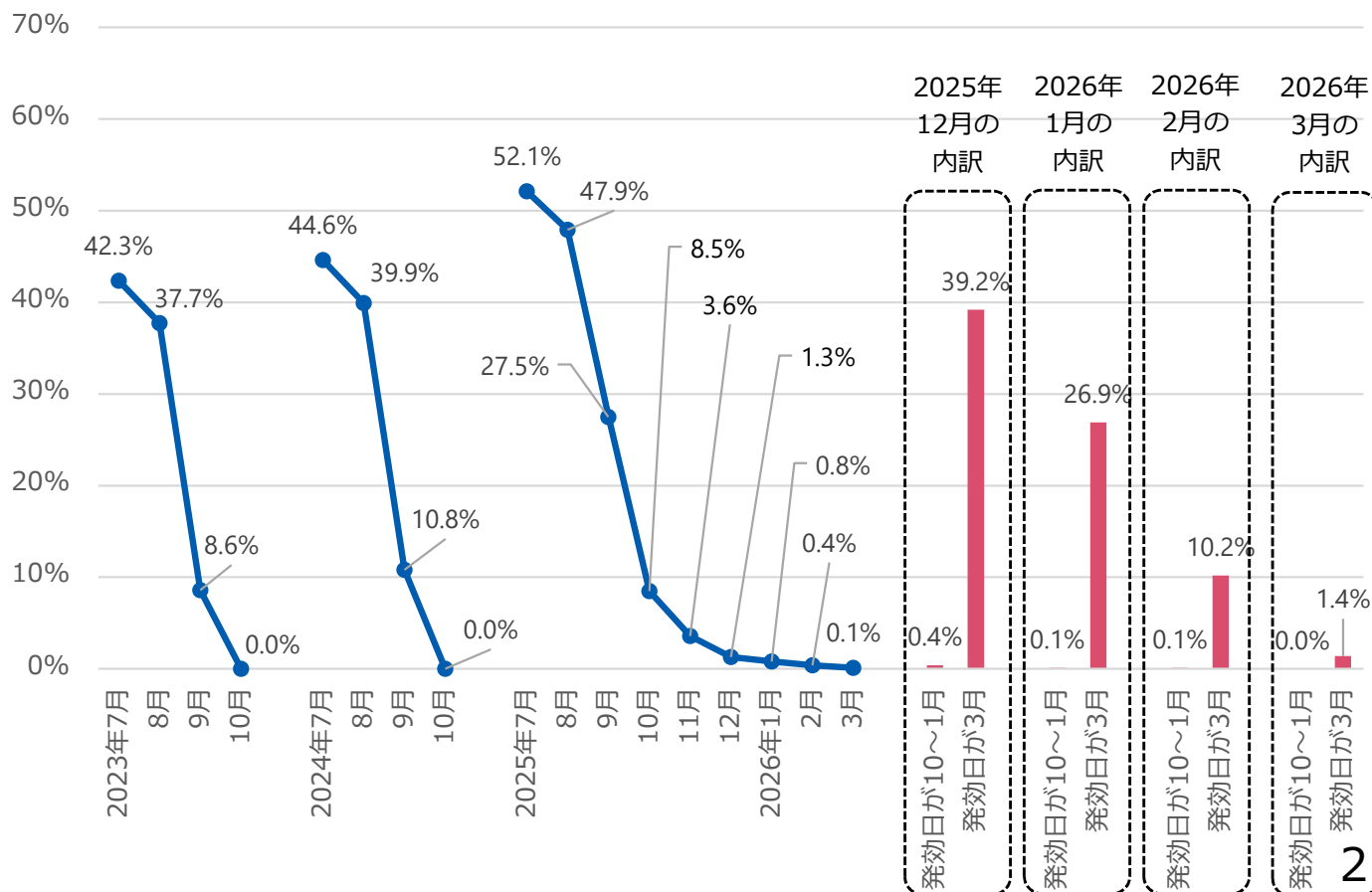
引上げ後の最低賃金を下回ることとなるパートタイム求人の割合 (2025年7月～26年3月、新規求人、一般パートタイム、全国平均)

参考資料 2

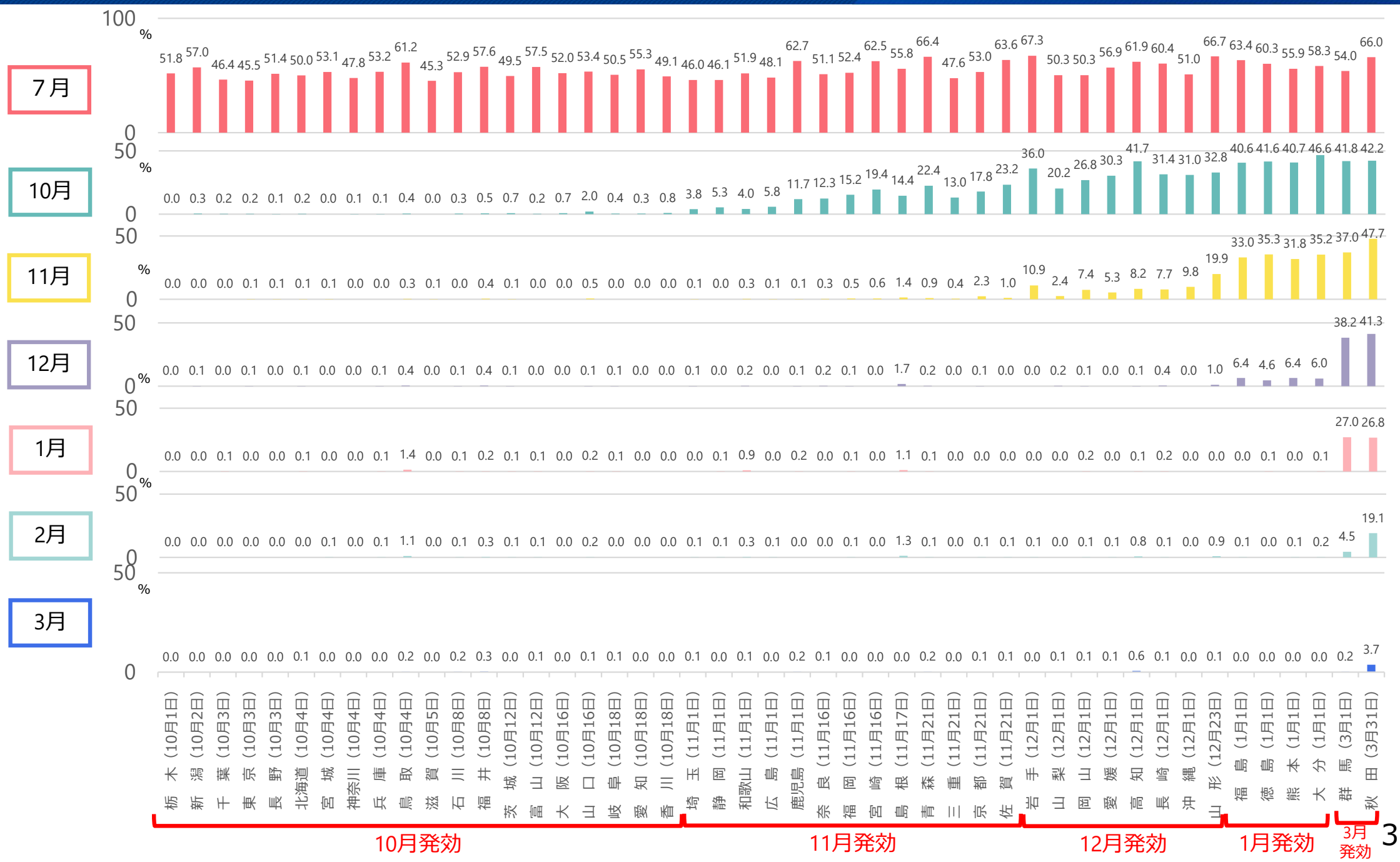
- ハローワークで受理したパートタイムの求人賃金を用いて、引上げ後の最低賃金を下回ることとなる求人の割合（以下、「未達求人割合」という。）を特別集計した。最低賃金との比較に用いる求人賃金は、各求人に記載された「支給額（基本給＋定額的に支払われる手当）」における「下限額」を用いた。
- 令和7年度の全国平均の未達求人割合は、2025年7月は52.1%、8月は47.9%、9月は27.5%、10月は8.5%、11月は3.6%、12月は1.3%、2026年1月は0.8%、2月は0.4%、3月は0.1%となっている。発効日が3月の2県の未達求人割合についてみると、2025年12月は39.2%（発効日が10～1月の45都道府県では0.4%）、2026年1月は26.9%（同0.1%）、2月は10.2%（同0.1%）、3月は1.4%（同0.0%）となっている。
- ※ 既に引上げ後の最低賃金が発効している都道府県であっても、月の後半に発効する場合や夜間の守衛など断続的労働に関する減額特例のケースも含まれることから、割合が0%になっていない場合もあることに留意。

	新規パート 求人数 (全体)	支給額（下限額） が引上げ後の最低 賃金を下回ること となる求人数
2023年7月	320,100	135,536
8月	332,922	125,572
9月	326,980	28,052
10月	361,178	351
2024年7月	322,866	144,038
8月	296,312	118,324
9月	311,026	33,628
10月	362,915	600
2025年7月	315,590	164,322
8月	277,463	132,797
9月	297,333	81,833
10月	333,179	28,240
11月	273,522	9,807
12月	295,966	3,842
うち発効日10月～1月	288,901	1,069
うち発効日3月	7,065	2,773
2026年1月	347,209	2,667
うち発効日10月～1月	338,240	253
うち発効日3月	8,969	2,414
2026年2月	308,324	1,084
うち発効日10月～1月	300,350	272
うち発効日3月	7,974	812
2026年3月	306,624	263
うち発効日10月～1月	298,527	146
うち発効日3月	8,097	117

未達求人割合（全国）の推移



2 発効日について 各都道府県の未達求人割合（％）の動向 （発効日順、求人の就業地別、2025年7月、10月～26年3月）



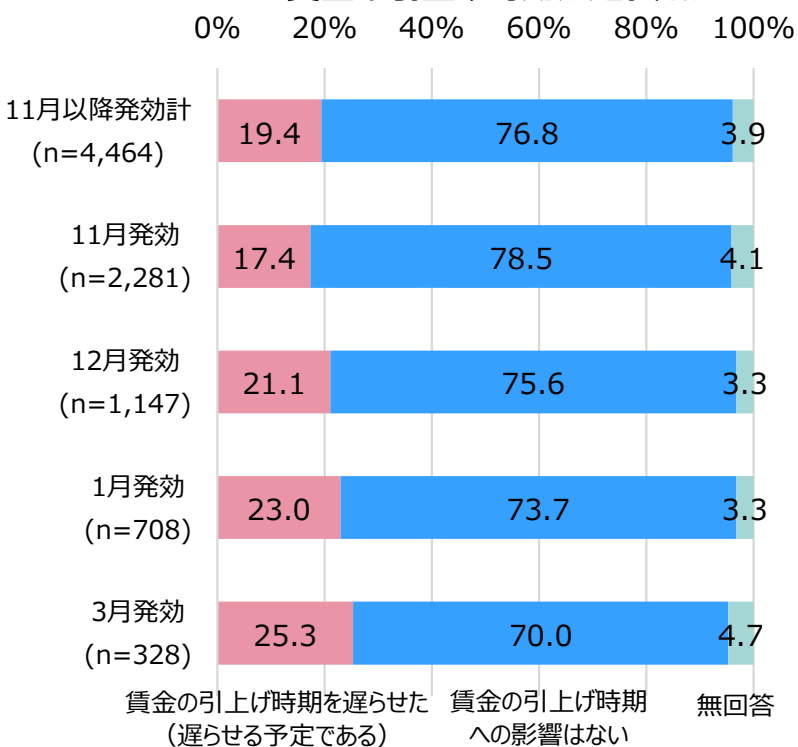
2 発効日について

2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの中小企業への影響

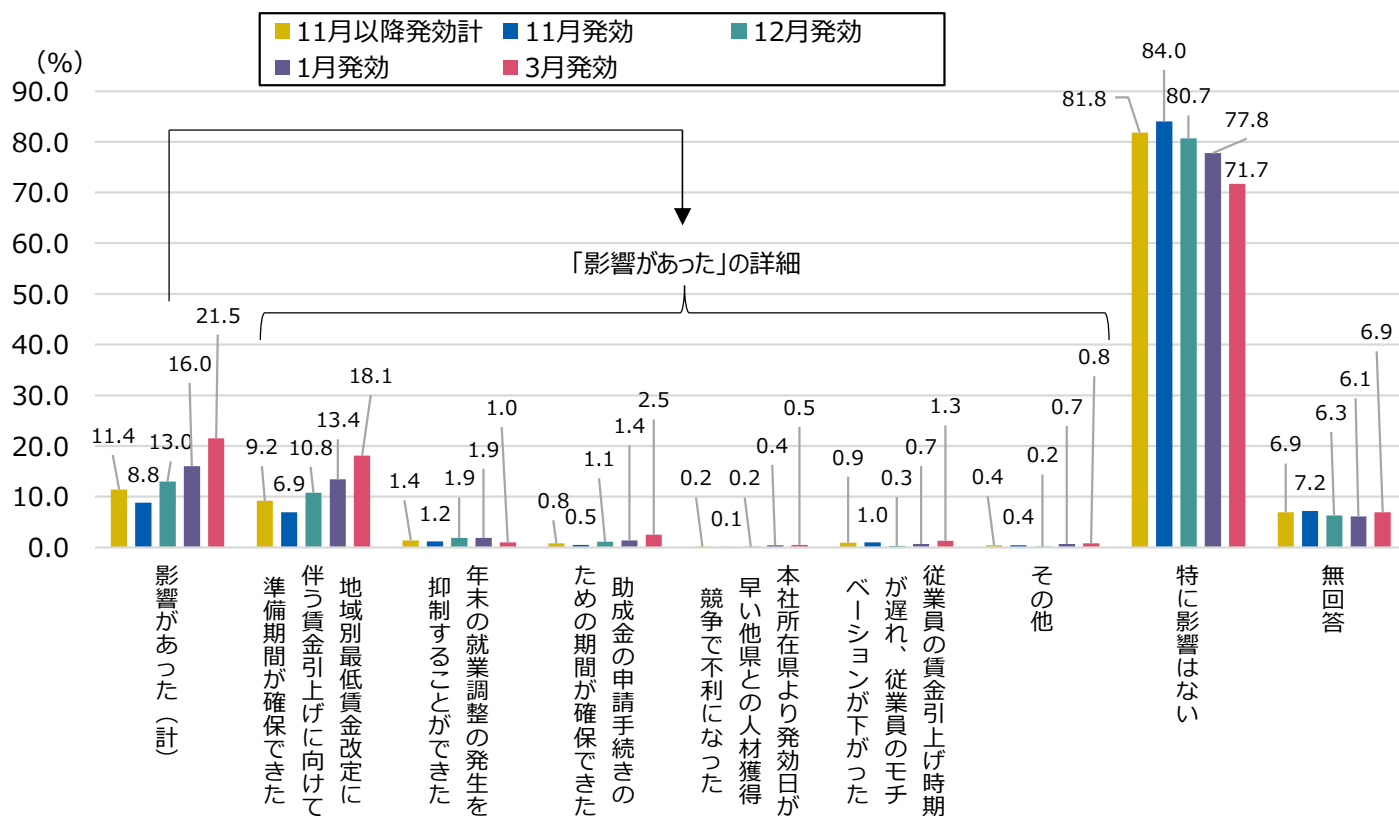
- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、発効日が遅いほどその割合は高い。何らかの影響があったと回答した企業の中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

発効日が遅くなったことに伴い

賃金の引上げ時期が遅れたか



発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）



（資料出所）JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2025年）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。

調査対象は従業員規模1人以上300人未満の企業。調査期間は2026年1月23日～2月20日（3月末までに到着した調査票を集計）。

(注) 集計対象企業（8,754社）のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島（以上、11月発効）、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄（以上、12月発効）、福島、徳島、熊本、大分（以上、1月発効）、秋田、群馬（以上、3月発効）のいずれかである企業（4,464社）について集計。「発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はない」と「無回答」を控除したもの。

なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたか」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

- 発効日が越年した6県（秋田、群馬、福島、徳島、熊本、大分）において、最低賃金引上げの影響率が高い6業種（※）の従業員数概ね300人未満の中小・零細事業者（又は各事業所の人事労務責任者）に対し、発効日が後ろ倒しされたことによる賃上げへの影響等についてヒアリングを行った（1県当たり30～40事業所）。

（※）①製造業、②運輸業・郵便業、③卸売業・小売業、④宿泊業・飲食サービス業、⑤生活関連サービス業・娯楽業、⑥サービス業（他に分類されないもの）

秋田県（発効日：令和8年3月31日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模20～49人、50～99人の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。
- 賃上げ時期を遅らせたメリットとして、準備期間のほか、「約半年分、賃上げ分の支払いがなかったことはありがたい（生活関連サービス業・娯楽業）」、「業績の低迷を抑えられた（同）」等の意見があった。また、「価格転嫁がすぐにできない業種なので、準備期間が長く取れてよかった（運輸業）」等の意見もあった。
- 一方で、「例年遅れると、県内でも体力のある企業とそうでない企業に差が生じ、体力のない企業はますます採用が厳しくなる（宿泊業）」など、メリットとともにデメリットを指摘する意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所は、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする答えが多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きいため、（発効日が後ろ倒しになったことで）対策を取ることができた（生活関連サービス業）」とする意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（飲食業）」、「令和8年度の発効時期を考えると、3月末まで遅らせる必要はなかった（卸売業・小売業）」とする意見もあった。

群馬県（発効日：令和8年3月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「1～4人」、「5～9人」の事業所を中心に、約50の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。また、「遅らせた」とする事業所の中には、「群馬県の賃上げ補助金を利用するために例年より1か月だけ遅らせた（製造業）」（※）との意見もあった。当該事業所は、「県の補助のおかげで大幅な賃上げだという気持ちにならず対策を練れた」と回答。
（※）当初、令和7年11月末までに賃上げを行った事業所が対象となっていた。
- 「例年どおり」とした事業所の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多く、ほかに、「群馬県の賃上げ補助金を利用するため（製造業）」、「早期の賃上げが社員のやる気につながる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「人件費を削減できてありがたい（小売業等）」、「提供するサービスの単価を上げるなど賃上げ原資確保に向けた対応ができた（生活関連サービス業）」、「取引先によっては人件費上昇分の価格転嫁にすぐに対応してもらえないので、交渉期間があってよかった（製造業）」などの意見があった。一方で、「会社としては助かるが、従業員からは不満が出ると感じる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

福島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。遅らせたメリットとして、「人件費を抑制できた」とする意見が多くあったが、「10月発効の県にも事業所があるため、会社として2度の対応が必要になった（運輸業）」ことを課題として挙げる事業所もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（飲食業等）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（運輸業）」などの意見もあった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きかったので、（発効日まで）余裕ができたのは利点だが、10月発効の県に所在する事業所は10月に賃上げを行ったため、2度の対応が煩雑だった（運輸業）」等の意見があった。

徳島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との意見が多くあった。遅らせたメリットとして、「事務的な準備期間のほか、人件費抑制の面でも助かった（飲食業）」、「パート労働者の就業調整を避けられた（製造業）」等の意見があった。また、「県内の下請けとの関係で、1月1日の発効日に合わせて価格転嫁に応じることで（まとめて）対応した（製造業）」との意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「香川が本社で四国4県に支社があるので、金額は一番高いところ、発効日は一番早いところに合わせて賃上げしている（運輸業）」との意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃金改定の手続きに要する時間が確保できた（製造業）」、「決定から発効まで3か月程度あった方が良いので、今回の1月はよかった（運輸業）」と評価する意見があった一方で、「四国4県に支店があるため、県ごとにばらばらにならない方が良い（卸売業、小売業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（サービス業）」との意見もあった。

熊本県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。その他、「賃金規程の見直しのため（卸売業・小売業等）」や「発注先と契約料金アップの交渉を行ったため（サービス業（他に分類されないもの）」、「新年度の契約更新時に人件費等の価格転嫁を行うため、10月に賃上げすると半年分の人件費増加分を自社で先行負担する必要があるが、その先行負担分を減らすため（同）」などの回答があった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（生活関連サービス業）」、「人件費支出を3か月分抑制できたため、収益にプラスとなった（小売業）」、「価格転嫁や契約見直しの準備期間を確保できた（サービス業（他に分類されないもの）」との意見があった一方で、「『最低賃金改定済み』と他県のニュースが先行して流れるので、従業員への説明が必要になった（生活関連サービス業）」などの意見もあった。
- 他県よりも後ろ倒しになったことについて、「佐賀県にも事業所があるので、発効時期を統一してほしい（運輸業）」、「（全国に店舗があるが）賃金計算は本社一括で対応するため、発効日がばらばらだと担当者の業務が煩雑になる。発効日又は月を統一してほしい（小売業）」との意見があった。

（その他）

- 発効日の周知に関して、「今回、例年の10月から後ろ倒しとなった正式な理由もよくわからない。毎年変わるなら、企業側への説明も必要ではないか（製造業）」との意見があった。

大分県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「最低賃金の発効時期に合わせた」との回答が多かったが、ほかに、「上げ幅が大きかったのでバランスを取るため全社的な賃上げを行ったことから準備期間が必要だった（製造業）」等の意見があった。
- 「遅らせた」利点として、「資金繰りなどの準備ができた（製造業）」、「（発効日の前日までが申請期限となっている）業務改善助成金を有効に活用できた（生活関連サービス業）」等の意見が出された。他方で、「（発効時期が異なる）他県にも支店があるため、従業員同士で不公平感が生まれる可能性がある（運輸業）」等の意見もあった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

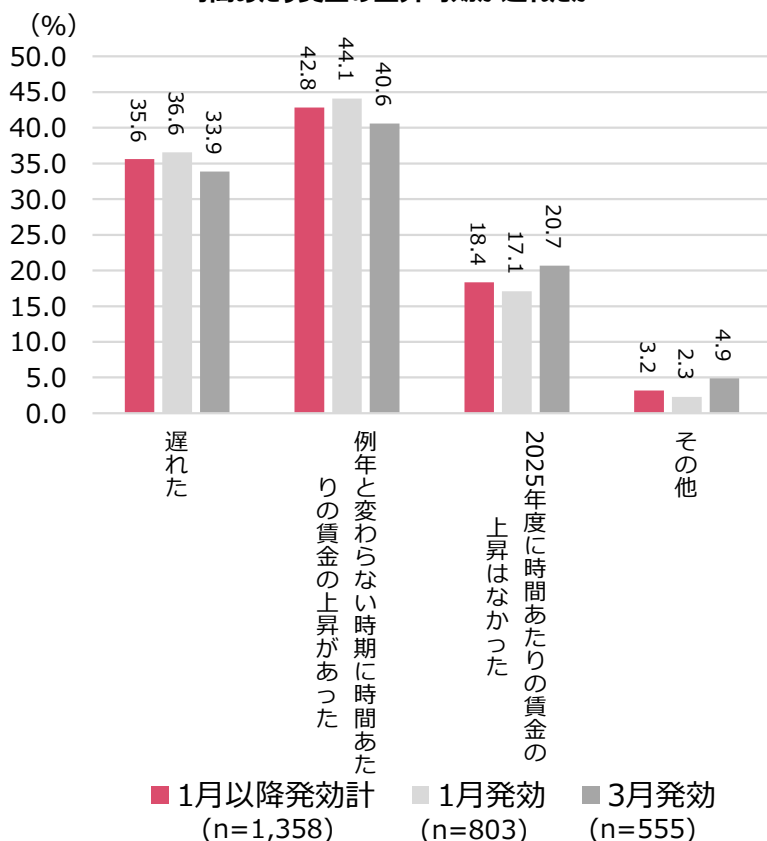
- 「利点があるので、もっと遅らせても良い（製造業）」、「上がり幅が大きいので、中小・零細企業の資金繰りを考えると納得（製造業）」などの意見がある一方で、「他県に営業所があるので、できれば発効日は全国一律にしてほしい（運輸業）」、「（複数県で事業展開しているため、）都道府県によって発効日が異なると賃上げのタイミングが何度もあり、担当部署にとって負担（飲食業）」、「他県と発効日が異なる場合には余裕をもって周知してほしい」等の意見もあった。

2 発効日について

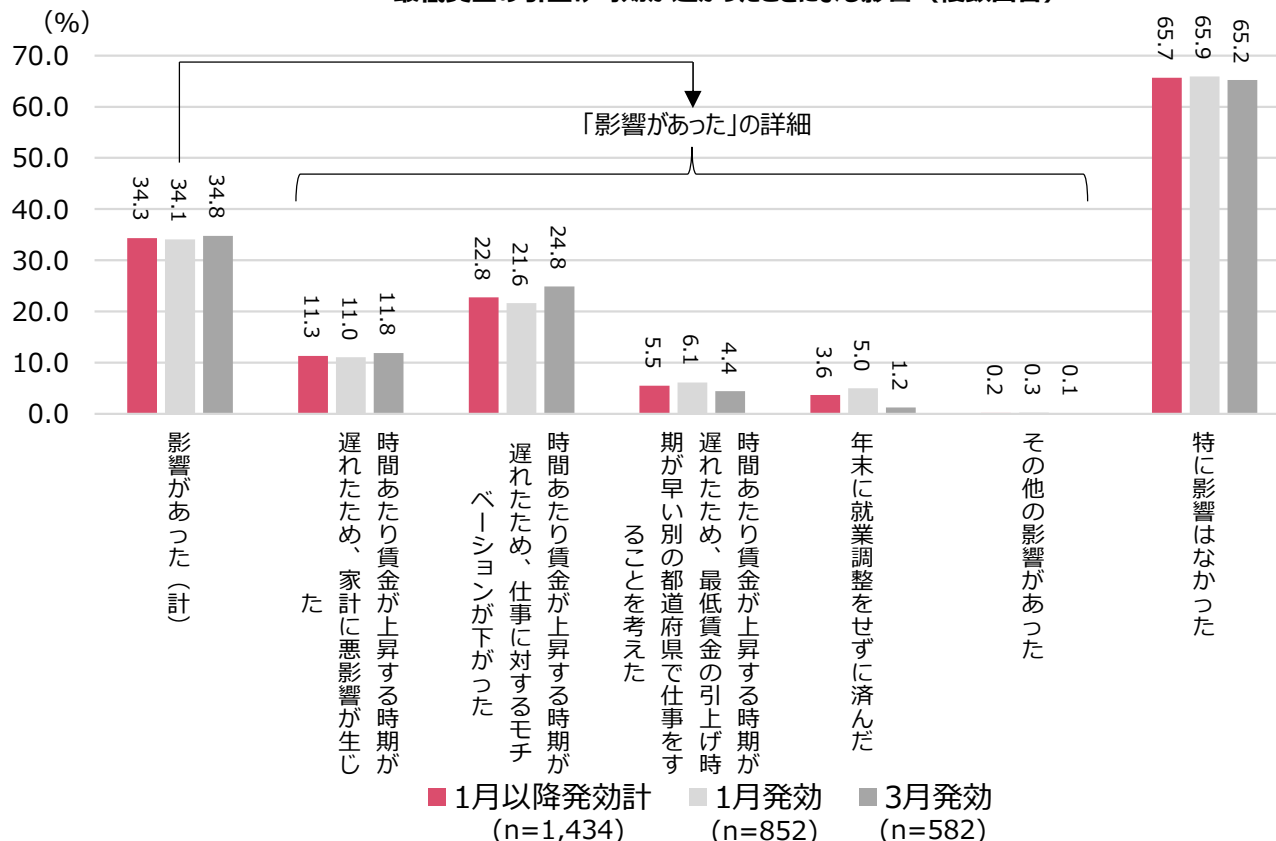
2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの最賃近傍雇用者への影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期は遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）



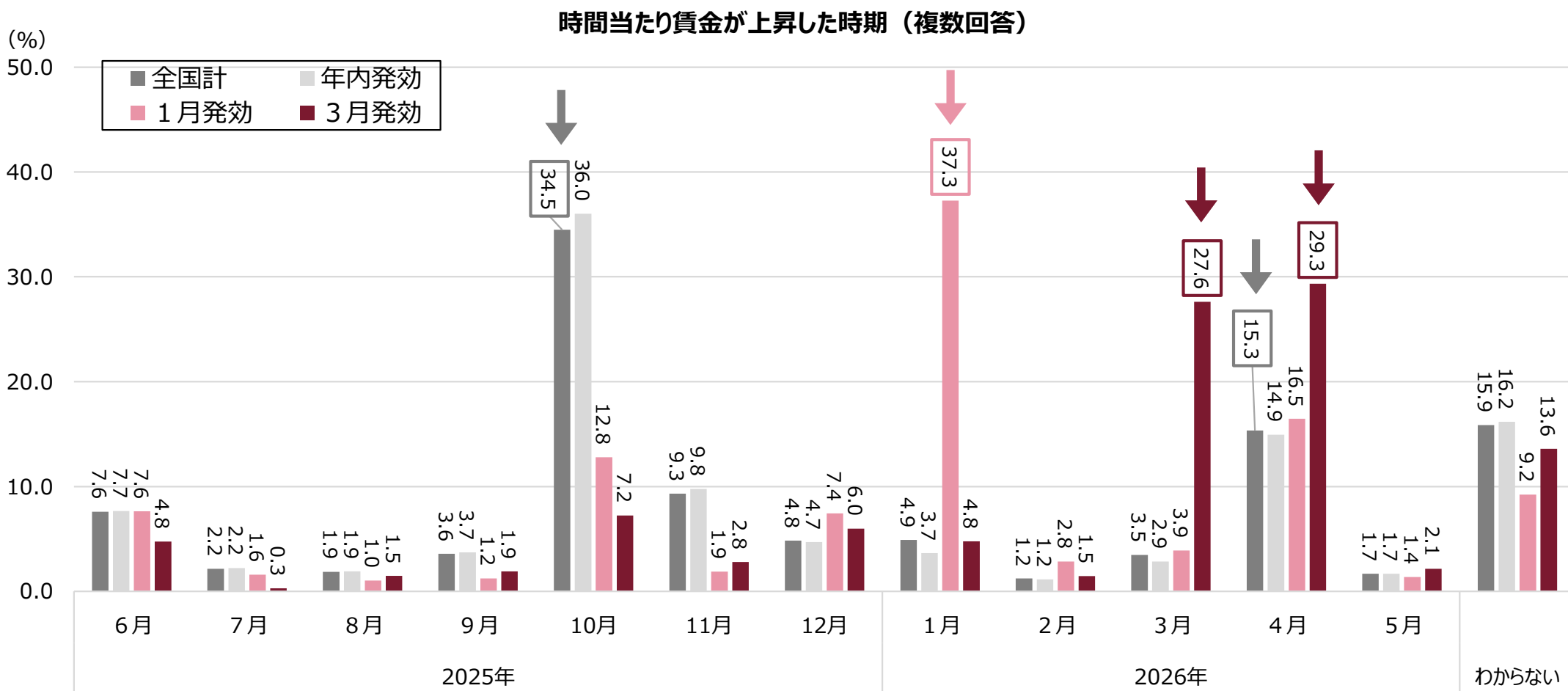
（資料出所）株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2026年、厚生労働省委託事業）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
調査対象は時間あたり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（最賃近傍雇用者）。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。
集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。
（注）2025年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。
（）内は集計に用いた復元前のサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（1月以降発効計の1,434サンプル中76）を除いて集計した。
「最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はなかった」を控除したものの。

2 発効日について

発効日別にみた最賃近傍雇用者の時間当たり賃金が上昇した時期

参考資料6

- 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が上昇した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」（34.5%）が最も多く、「2026年4月」（15.3%）が次いで多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」（37.3%）が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」（29.3%）が最も多く、「2026年3月」（27.6%）が次いで多くなっている。



（資料出所）株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2026年、厚生労働省委託事業）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
調査対象は時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（最賃近傍雇用者）。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。
集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。
（注）本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。有効回答者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（全体の56.3%（復元処理後の集計値））について集計。
「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県（集計に用いたサンプル数は復元前510）、「3月発効」は秋田、群馬の各県（同389）、「年内発効」はそれら以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。
複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。

生活保護制度の概要

1 目的

生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。

2 保護の要件

- ・世帯員全員の、資産、能力その他あらゆるものをすべて活用した上でも、収入が最低生活費に満たない場合に対象となる。
※各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用が保護実施の前提。
- ・困窮に至った理由は問わない。

3 保護の内容

- ・扶助の種類は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助。
※医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付とし、それ以外は金銭給付が原則。
- ・各扶助により、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障。扶助の基準は厚生労働大臣が設定する。

(令和3年4月 生活扶助基準額の例)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	158,760	139,630
高齢者単身世帯(68歳)	77,980	66,300
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,480	106,350
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	190,550	168,360

(令和5年10月 生活扶助基準額の例)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	164,860	145,870
高齢者単身世帯(68歳)	77,980	68,450
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	122,460	108,720
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	196,220	174,800

(令和8年4月 生活扶助基準額の例)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	165,360	147,370
高齢者単身世帯(68歳)	77,980	68,950
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	123,460	109,720
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	197,220	176,300

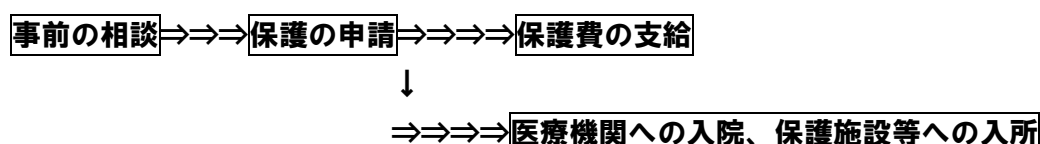
※上記額に加えて、必要に応じて、住宅扶助、医療扶助等が支給される。

4 保護の実施機関

- ・都道府県知事及び市町村長により設置される福祉事務所の長。

5 保護受給に至る手続

- ・申請による場合

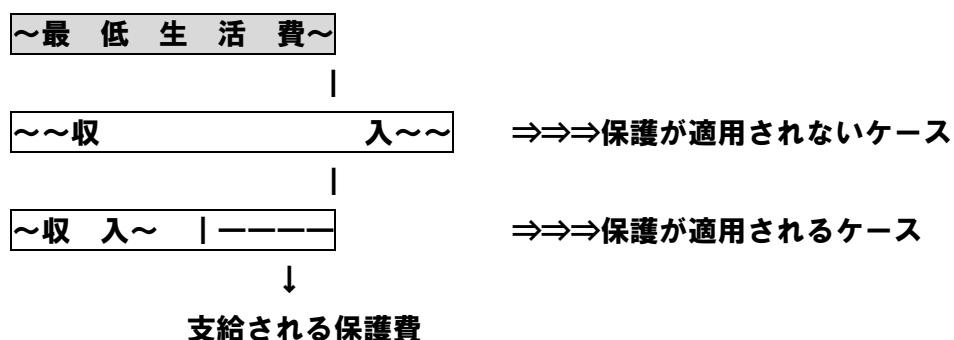


- ・職権による場合

6 保護の要否の判定と支給される保護費

- ・厚生労働大臣が定める基準で測定される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に保護を適用。最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給。

※収入：就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助、交通事故の補償等を認定。



7 保護適用後の調査及び指導

- ・世帯の実態に応じ、年数回の訪問調査。
- ・収入・資産等の届出を義務付け、定期的に課税台帳との照合を実施。
- ・就労の可能性のある者への就労指導。

厚生労働省
群馬労働局発表
令和8年6月30日

【照会先】
群馬労働局職業安定部職業安定課
課長 橋爪 由紀
地方労働市場情報官 松下 敦子

労働市場速報(令和8年5月)

有効求人倍率(季節調整値) 1.23 倍【全国 17 位／全国 1.17 倍】

※前月 有効求人倍率(季節調整値) 1.20 倍【全国 21 位／全国 1.18 倍】

正社員求人倍率(原数値) 1.01 倍【全国 24 位／全国 0.94 倍】前年同月 1.06 倍

新規求人倍率(季節調整値) 1.98 倍 (前月: 1.99 倍)

群馬県の求人・求職の状況(原数値)

	5月	前年同月比	前年同月差	ポイント
有効求人数	30,758 人	▲ 7.2 %	▲ 2,399 人	39か月連続の減少
有効求職者数	27,381 人	▲ 3.0 %	▲ 851 人	2か月連続の減少
新規求人数	9,794 人	▲ 15.3 %	▲ 1,769 人	11か月連続の減少
新規求職者数	5,440 人	▲ 10.8 %	▲ 656 人	2か月連続の減少

- ・ 求人数は前年同月比で新規・有効ともに減少
- ・ 求職者数は前年同月比で新規・有効ともに減少
- ・ 有効求人倍率(季節調整値)は5か月ぶりの増加

～産業別新規求人数～

新規求人数		5月	前年同月比	前年同月差	ポイント
全産業		9,794 人	▲ 15.3 %	▲ 1,769 人	11か月連続の減少
主な産業	建設業	859 人	▲ 11.9 %	▲ 116 人	2か月連続の減少
	製造業	1,474 人	▲ 7.5 %	▲ 120 人	2か月連続の減少
	情報通信業	47 人	▲ 42.7 %	▲ 35 人	4か月連続の減少
	運輸業・郵便業	567 人	8.0 %	42 人	5か月ぶりの増加
	卸売・小売業	1,203 人	▲ 32.9 %	▲ 589 人	7か月連続の減少
	宿泊・飲食サービス	374 人	▲ 14.4 %	▲ 63 人	3か月ぶりの減少
	医療・福祉	2,743 人	▲ 13.5 %	▲ 428 人	3か月ぶりの減少
	サービス業	1,210 人	▲ 12.8 %	▲ 177 人	4か月連続の減少

総括

県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、求人は緩やかに減少している。物価上昇等が雇用に与える影響に十分注意していく必要がある。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数や、ハローワークインターネットサービスで探した求人に直接応募する「オンライン自主応募」による就職件数等が含まれている。

第1表 一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

年月		令和8年	令和8年	令和7年	対前月増減率	対前年同月増減	季節調整値対前月
項目		5月	4月	5月	(%)	率、差(%、ポイント)	増減率、差(%、ポイント)
全数	新規求職者数(人)	5,440	7,620	6,096	▲ 28.6	▲ 10.8	▲ 3.9
	新規求人数(人)	9,794	11,175	11,563	▲ 12.4	▲ 15.3	▲ 4.4
	新規求人倍率(倍)	1.98	1.99	2.07	—	▲ 0.09	▲ 0.01
	月間有効求職者数(人)	27,381	27,615	28,232	▲ 0.8	▲ 3.0	▲ 0.8
	月間有効求人数(人)	30,758	31,042	33,157	▲ 0.9	▲ 7.2	1.5
	有効求人倍率(倍)	1.23	1.20	1.29	—	▲ 0.06	0.03
	うち常用(倍)	1.15	1.13	1.21	—	▲ 0.06	—
		1.02	1.04	1.06	—	▲ 0.04	—
	就職件数(件)	1,305	1,595	1,605	▲ 18.2	▲ 18.7	—
	正社員有効求人倍率(倍)	1.01	0.99	1.06	—	▲ 0.05	—

(注) 1. 新規求人倍率及び有効求人倍率(網掛け部分)は季節調整値、他は原数値を掲載しています。
2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)によります。
3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

第2表 産業別新規求人状況(学卒を除きパートを含む)

項目			新規求人数(人)				対前年同月比(%)				前年同月差(人)	
			全数	パート除く		パート	全数	パート除く		パート	全数	
					うち常用				うち常用			
全 産 業			9,794	5,983	5,613	3,811	▲ 15.3	▲ 15.2	▲ 16.1	▲ 15.5	▲ 1,769	
産 業 別	建 設 業		859	753	753	106	▲ 11.9	▲ 17.5	▲ 17.5	71.0	▲ 116	
	製 造 業		1,474	1,045	1,015	429	▲ 7.5	▲ 10.2	▲ 6.5	▲ 0.2	▲ 120	
	主 な 業 内 訳	食 料 品		337	170	163	167	▲ 18.4	▲ 25.1	▲ 24.2	▲ 10.2	▲ 76
		プラスチック製品		160	127	125	33	3.9	22.1	20.2	▲ 34.0	6
		金 属 製 品		158	128	128	30	▲ 8.7	▲ 3.8	▲ 3.0	▲ 25.0	▲ 15
		はん用機械器具		102	74	74	28	21.4	19.4	19.4	27.3	18
		生産用機械器具		103	95	95	8	14.4	10.5	10.5	100.0	13
		業務用機械器具		24	17	17	7	20.0	13.3	13.3	40.0	4
		電気機械器具		85	64	61	21	3.7	▲ 8.6	▲ 4.7	75.0	3
		輸送用機械器具		171	145	135	26	▲ 23.3	▲ 27.5	▲ 3.6	13.0	▲ 52
		情 報 通 信 業		47	36	36	11	▲ 42.7	▲ 50.7	▲ 50.7	22.2	▲ 35
	運 輸 業 ・ 郵 便 業		567	412	377	155	8.0	2.0	▲ 2.6	28.1	42	
	卸 売 ・ 小 売 業		1,203	586	585	617	▲ 32.9	▲ 28.9	▲ 29.0	▲ 36.3	▲ 589	
	宿泊業・飲食サービス業		374	103	103	271	▲ 14.4	▲ 45.2	▲ 45.2	8.8	▲ 63	
	医 療 ・ 福 祉		2,743	1,533	1,505	1,210	▲ 13.5	▲ 7.8	▲ 8.6	▲ 19.8	▲ 428	
	サ ー ビ ス 業		1,210	796	629	414	▲ 12.8	▲ 4.0	▲ 12.3	▲ 25.8	▲ 177	

(注) 令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分。

第3表 時系列でみた一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

項目 年月	新規求職者数		新規求人数		新規求人 倍率 (季節調 整値)	有効求職者数		有効求人数		有効求人 倍率 (季節調 整値)	就職件数	
		対前年 増減率		対前年 増減率			対前年 増減率		対前年 増減率			うち受給者
令和3年度	5,982	▲ 2.2	12,294	12.7	2.06	26,420	▲ 0.1	34,858	11.6	1.32	1,720	414
令和4年度	5,916	▲ 1.1	13,369	8.7	2.26	26,077	▲ 1.3	38,659	10.9	1.48	1,657	398
令和5年度	5,719	▲ 3.3	12,656	▲ 5.3	2.21	26,212	0.5	36,682	▲ 5.1	1.40	1,560	395
令和6年度	5,677	▲ 0.7	12,088	▲ 4.5	2.13	26,296	0.3	35,079	▲ 4.4	1.33	1,491	388
令和7年度	5,752	1.3	11,407	▲ 5.6	2.02	26,436	0.5	33,187	▲ 5.4	1.26	1,448	382
7年 5月	6,096	▲ 6.0	11,563	▲ 1.3	r 2.07	28,232	▲ 0.3	33,157	▲ 4.0	r 1.29	1,605	400
6月	5,625	9.9	11,766	1.7	r 2.10	28,150	1.7	33,278	▲ 2.3	r 1.27	1,509	401
7月	5,854	6.6	11,231	▲ 7.4	r 1.87	27,174	1.3	32,731	▲ 3.5	1.27	1,453	389
8月	4,869	▲ 2.3	10,322	▲ 8.2	r 1.99	26,500	2.7	32,023	▲ 5.0	r 1.24	1,188	328
9月	5,622	▲ 1.1	11,731	▲ 8.0	r 2.05	26,631	1.9	32,293	▲ 7.9	r 1.23	1,430	436
10月	5,968	2.8	13,013	▲ 2.2	r 2.07	26,835	0.5	33,843	▲ 6.4	r 1.25	1,523	434
11月	4,636	▲ 3.0	10,131	▲ 10.4	r 1.94	25,631	▲ 0.5	33,565	▲ 6.6	1.25	1,234	359
12月	4,484	0.9	11,506	▲ 3.4	r 2.10	24,284	0.3	33,620	▲ 5.2	1.26	1,310	374
8年 1月	6,284	2.5	12,322	▲ 4.2	1.88	24,736	0.0	33,374	▲ 5.0	1.25	1,269	350
2月	5,571	▲ 0.3	10,261	▲ 15.9	1.76	25,037	▲ 1.2	33,231	▲ 7.2	1.24	1,299	299
3月	6,147	7.0	11,587	▲ 2.1	1.99	26,189	0.0	33,283	▲ 6.5	1.23	1,875	423
4月	7,620	▲ 3.1	11,175	▲ 2.4	1.99	27,615	▲ 0.8	31,042	▲ 8.3	1.20	1,595	374
5月	5,440	▲ 10.8	9,794	▲ 15.3	1.98	27,381	▲ 3.0	30,758	▲ 7.2	1.23	1,305	316

(注) 1. 年度は月平均(求人倍率は原数値)。

2. rは令和8年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表します。

3. 受給者は雇用保険受給者を表します。

第4表 群馬県の雇用保険の状況

項目 年月	受給資格決定件数		受給者実人員	
		対前年増減率		対前年増減率
令和3年度	1,502	▲ 19.5	5,876	▲ 20.1
令和4年度	1,545	2.8	5,561	▲ 5.4
令和5年度	1,564	1.2	5,811	4.5
令和6年度	1,566	0.1	5,922	1.9
令和7年度	1,660	6.0	6,588	11.2
7年 5月	2,149	▲ 0.8	5,833	1.4
6月	1,580	2.2	6,336	5.8
7月	1,850	19.3	7,442	9.6
8月	1,592	17.1	7,394	12.3
9月	1,671	16.1	7,756	20.1
10月	1,854	9.1	7,355	15.6
11月	1,316	▲ 4.6	6,579	15.2
12月	1,206	9.5	6,737	17.3
8年 1月	1,508	3.5	6,259	10.6
2月	1,494	2.8	5,818	7.5
3月	1,567	15.5	6,269	18.0
4月	2,258	5.7	6,015	14.1
5月	1,879	▲ 12.6	6,131	5.1

第5表 全国の主要指標

項目 年月	全国有効 求人倍率 (季節 調整値)	完全失業者数 (全国・原数値)	
		(万人)	完全失業率 (季節調整 値)
令和3年度	1.16	191	2.8
令和4年度	1.31	178	2.6
令和5年度	1.29	178	2.6
令和6年度	1.25	175	2.5
令和7年度	1.20	180	2.6
5月	r 1.23	183	2.5
6月	1.22	176	2.5
7月	1.22	169	r 2.4
8月	r 1.21	182	2.6
9月	1.20	184	2.6
10月	r 1.19	183	2.6
11月	r 1.19	171	2.6
12月	r 1.20	166	2.6
8年 1月	1.18	179	2.7
2月	1.19	180	2.6
3月	1.18	194	2.7
4月	1.18	193	2.5
5月	1.17		

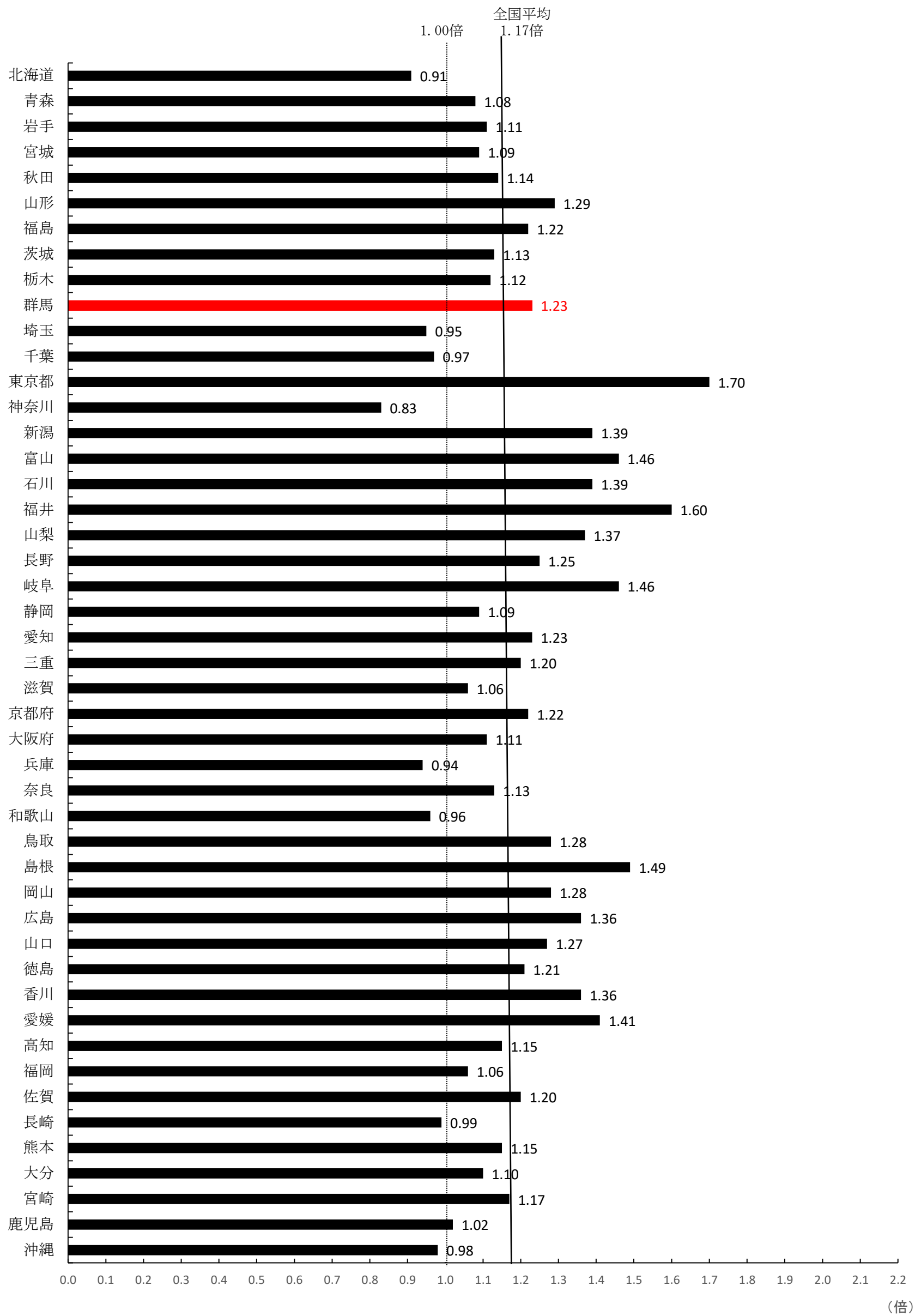
(注) 1. 年度は月平均。 2. 年度の求人倍率及び失業率は実数。

4. r は令和8年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表します。

5. 受給資格決定件数は速報値のため修正があり得ます。

6. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

都道府県別有効求人倍率：季節調整値
(新規学卒者を除きパートタイムを含む)
令和8年5月 全国平均1.17 [原数値1.08倍]



(注) 1 季節調整値計算(季節調整値替え)は、毎年過去1年分のデータが揃う年初に行われ、季節調整済系列が改定されます。
2 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください

前月との比較(令和8年5月)

有効(求人・求職・求人倍率)

	5月	前月比(%、ポイント)
有効求人	31,808 人	1.5 %
有効求職	25,865 人	▲ 0.8 %
有効求人倍率	1.23	0.03 P

数値はすべて季節調整値

新規(求人・求職・求人倍率)

	5月	前月比(%、ポイント)
新規求人	10,771 人	▲ 4.4 %
新規求職	5,435 人	▲ 3.9 %
新規求人倍率	1.98	▲ 0.01 P

数値はすべて季節調整値

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

産業別新規求人数（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移

群馬労働局職業安定部職業安定課									
	全産業 (%)	建設業 (%)	製造業 (%)	情報通信業 (%)	運輸業、 郵便業 (%)	卸売・小売業 (%)	宿泊業、飲食 サービス業 (%)	医療・福祉 (%)	サービス業 (%)
8年5月	▲ 15.3	▲ 11.9	▲ 7.5	▲ 42.7	8.0	▲ 32.9	▲ 14.4	▲ 13.5	▲ 12.8
8年4月	▲ 2.4	▲ 7.1	▲ 7.8	▲ 11.5	▲ 13.6	▲ 10.5	30.7	7.6	▲ 7.3
8年3月	▲ 2.1	8.3	10.5	▲ 41.7	▲ 5.1	▲ 29.0	22.1	6.3	▲ 12.9
8年2月	▲ 15.9	▲ 13.4	▲ 14.4	▲ 23.8	▲ 7.2	▲ 29.7	▲ 4.6	▲ 18.6	▲ 0.6
8年1月	▲ 4.2	▲ 4.6	▲ 1.5	5.2	▲ 12.0	▲ 9.4	▲ 11.3	5.1	0.1
7年12月	▲ 3.4	7.2	▲ 3.3	9.7	9.0	▲ 9.6	▲ 5.8	▲ 0.6	▲ 4.5
7年11月	▲ 10.4	16.5	▲ 16.1	▲ 36.7	▲ 9.5	▲ 27.8	1.6	▲ 17.8	27.9
7年10月	▲ 2.2	▲ 9.7	▲ 16.8	▲ 21.7	▲ 10.4	15.2	▲ 23.8	10.7	▲ 6.2
7年9月	▲ 8.0	8.6	▲ 8.5	▲ 16.3	20.2	▲ 16.0	▲ 2.9	▲ 4.8	▲ 23.5
7年8月	▲ 8.2	▲ 4.7	▲ 17.9	▲ 20.0	▲ 22.6	3.3	▲ 9.5	▲ 13.0	19.9
7年7月	▲ 7.4	▲ 8.5	8.0	18.8	▲ 9.7	▲ 20.6	▲ 34.7	▲ 5.7	▲ 5.8
7年6月	1.7	0.1	▲ 8.0	▲ 7.8	47.3	▲ 17.4	▲ 5.7	1.8	22.4
7年5月	▲ 1.3	1.4	▲ 7.5	24.2	4.6	▲ 8.4	▲ 2.7	▲ 3.5	6.4
7年4月	▲ 6.4	▲ 1.0	5.4	26.1	▲ 18.0	▲ 14.6	▲ 10.3	▲ 9.8	10.3
7年3月	▲ 2.4	▲ 14.0	1.5	▲ 12.2	23.0	▲ 1.5	▲ 37.3	0.1	16.1
7年2月	▲ 7.5	▲ 6.2	5.2	▲ 27.6	▲ 15.8	▲ 3.9	▲ 13.1	▲ 9.4	▲ 15.2
7年1月	▲ 5.1	2.8	▲ 13.2	41.2	13.8	▲ 3.9	18.9	▲ 17.8	21.2
6年12月	▲ 2.2	▲ 13.5	▲ 9.4	▲ 29.4	▲ 3.7	12.7	▲ 24.4	1.9	5.0
6年11月	▲ 5.5	▲ 15.2	2.6	5.9	▲ 3.2	▲ 7.4	▲ 27.4	▲ 4.3	▲ 12.8
6年10月	▲ 1.9	19.0	14.1	3.9	30.6	▲ 6.2	15.2	▲ 17.7	▲ 8.7
6年9月	1.3	▲ 5.3	▲ 8.9	▲ 6.5	▲ 7.8	13.6	▲ 4.8	13.3	5.3
6年8月	▲ 12.8	▲ 19.3	6.6	14.1	▲ 17.5	▲ 24.5	▲ 26.8	▲ 17.1	▲ 14.4
6年7月	▲ 3.1	0.9	▲ 5.0	▲ 24.2	37.1	▲ 7.7	▲ 21.1	▲ 2.2	▲ 9.9
6年6月	▲ 3.5	▲ 16.2	▲ 11.4	▲ 31.9	▲ 13.4	11.2	0.4	5.3	▲ 7.4

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分。

※「製造業」のうち、主な業種別（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移

	【製造業全体】 (%)	食 料 品 (%)	プラスチック製 品 (%)	金 属 製 品 (%)	はん用機械器 具製造業 (%)	生産用機械器 具製造業 (%)	業務用機械器 具製造業 (%)	電気機械 器具 (%)	輸送用機械器 具 (%)
8年5月	▲ 7.5	▲ 18.4	3.9	▲ 8.7	21.4	14.4	20.0	3.7	▲ 23.3
8年4月	▲ 7.8	▲ 7.9	▲ 19.4	▲ 17.3	▲ 0.9	▲ 25.0	60.5	58.1	20.2
8年3月	10.5	▲ 24.0	33.3	24.3	▲ 19.1	24.2	▲ 3.2	2.3	27.2
8年2月	▲ 14.4	1.2	▲ 13.3	▲ 29.1	28.9	19.4	20.5	▲ 41.7	▲ 45.1
8年1月	▲ 1.5	23.4	9.3	▲ 9.8	▲ 16.3	▲ 41.3	▲ 19.1	39.2	▲ 5.9
7年12月	▲ 3.3	▲ 22.7	22.4	10.3	▲ 12.3	2.0	▲ 59.2	12.5	▲ 15.6
7年11月	▲ 16.1	25.3	▲ 29.0	26.3	▲ 19.6	▲ 47.0	▲ 60.3	▲ 34.4	▲ 41.2
7年10月	▲ 16.8	▲ 10.1	4.4	▲ 37.7	37.6	▲ 57.6	29.4	65.9	▲ 25.1
7年9月	▲ 8.5	▲ 20.3	15.7	▲ 2.2	▲ 10.2	▲ 19.2	18.4	▲ 5.5	▲ 20.8
7年8月	▲ 17.9	42.4	▲ 10.6	▲ 5.6	▲ 14.3	▲ 52.2	▲ 73.8	▲ 34.1	▲ 34.0
7年7月	8.0	4.0	18.4	10.9	85.2	66.0	2.6	40.9	▲ 9.4
7年6月	▲ 8.0	▲ 17.1	16.2	▲ 24.8	▲ 28.0	▲ 1.1	▲ 27.3	20.5	▲ 29.2
7年5月	▲ 7.5	26.7	▲ 9.9	24.5	▲ 29.4	18.4	▲ 37.5	▲ 17.2	▲ 0.4
7年4月	5.4	▲ 2.2	46.9	▲ 4.7	32.1	79.6	▲ 2.6	▲ 22.5	▲ 42.2
7年3月	1.5	22.6	10.8	▲ 16.0	2.3	▲ 18.8	▲ 34.0	45.5	▲ 5.0
7年2月	5.2	21.4	11.1	▲ 13.3	▲ 29.1	180.7	57.1	▲ 6.5	17.3
7年1月	▲ 13.2	▲ 11.9	▲ 7.4	▲ 34.4	24.0	▲ 43.2	95.8	▲ 33.8	▲ 22.1
6年12月	▲ 9.4	▲ 9.4	▲ 1.2	▲ 5.2	11.5	▲ 23.3	▲ 9.3	23.7	▲ 8.2
6年11月	2.6	▲ 18.5	28.6	▲ 7.6	4.5	65.2	▲ 20.5	▲ 19.8	25.0
6年10月	14.1	22.7	4.6	▲ 18.2	▲ 21.8	143.4	17.2	▲ 38.1	2.4
6年9月	▲ 8.9	▲ 12.2	▲ 11.7	▲ 12.7	1.1	71.2	▲ 22.4	▲ 0.8	▲ 5.8
6年8月	6.6	▲ 39.2	22.6	8.1	2.2	145.9	8.9	48.2	51.5
6年7月	▲ 5.0	8.1	▲ 23.0	15.1	5.2	▲ 46.1	65.2	▲ 32.5	▲ 24.0
6年6月	▲ 11.4	20.3	▲ 40.3	▲ 30.0	▲ 7.1	▲ 12.1	12.8	▲ 32.4	19.7

		7年5月		7年6月		7年7月		7年8月		7年9月		7年10月		7年11月		7年12月		8年1月		8年2月		8年3月		8年4月		8年5月											
		当	月	前年比	当	月	前年比	当	月	前年比	当	月	前年比	当	月	前年比	当	月	前年比	当	月	前年比	当	月	前年比	当	月	前年比									
新規求職者数		3,471	▲	7.6	3,514	13.5	3,798	10.1	3,119	0.6	3,404	▲	1.3	3,632	3.5	2,817	▲	0.7	2,739	▲	1.2	3,785	0.4	3,330	0.1	3,551	3.8	4,116	▲	3.2	3,108	▲	10.5				
	うち在職者	1,126	▲	10.6	1,191	3.5	1,270	6.0	1,063	▲	7.9	1,117	▲	7.3	1,137	▲	4.1	976	▲	2.1	1,052	0.5	1,347	▲	3.5	1,240	▲	4.0	1,270	▲	2.6	1,140	▲	7.3	1,012	▲	10.1
	うち離職者	2,109	▲	6.8	2,090	20.7	2,311	13.9	1,875	5.0	2,067	2.5	2,275	8.7	1,679	1.5	1,514	▲	3.6	2,220	3.2	1,885	2.8	1,986	5.2	2,676	▲	3.6	1,897	▲	10.1						
	うち事業主都合	523	▲	12.4	614	46.9	671	30.8	518	17.7	468	▲	1.3	595	19.7	445	▲	3.1	420	▲	11.4	570	▲	2.9	448	▲	1.1	462	0.7	741	▲	6.6	455	▲	13.0		
	うち自己都合	1,468	▲	5.8	1,364	12.4	1,528	8.4	1,263	0.0	1,507	4.7	1,562	4.8	1,161	5.6	1,023	0.2	1,543	6.9	1,359	6.0	1,445	9.9	1,760	▲	2.9	1,330	▲	9.4							

○ 参 考

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比
新規求職者		68,236	▲ 6.4	61,822	▲ 9.4	56,883	▲ 8.0	53,479	▲ 6.0	50,153	▲ 6.2	47,310	▲ 5.7	44,798	▲ 5.3	45,845	2.3	47,432	3.5	44,845	▲ 5.5	43,738	▲ 2.5	42,235	▲ 3.4	40,671	▲ 3.7	41,410	1.8
	うち在職者	20,178	8.5	20,586	2.0	20,625	0.2	19,927	▲ 3.4	19,482	▲ 2.2	18,862	▲ 3.2	18,024	▲ 4.4	17,531	▲ 2.7	15,412	▲ 12.1	16,745	8.6	16,381	▲ 2.2	15,300	▲ 6.6	14,429	▲ 5.7	14,019	▲ 2.8
うち離職者		41,948	▲ 7.2	36,007	▲ 14.2	31,608	▲ 12.2	29,481	▲ 6.7	27,123	▲ 8.0	25,266	▲ 6.8	23,958	▲ 5.2	25,686	7.2	29,463	14.7	25,432	▲ 13.7	24,795	▲ 2.5	24,608	▲ 0.8	23,870	▲ 3.0	24,788	3.8
	うち事業主都合	15,734	▲ 9.6	11,742	▲ 25.4	9,230	▲ 21.4	8,293	▲ 10.2	7,310	▲ 11.9	6,342	▲ 13.2	5,845	▲ 7.8	6,700	14.6	10,417	55.5	6,925	▲ 33.5	5,945	▲ 14.2	6,221	4.6	6,196	▲ 0.4	6,527	5.3
	うち自己都合	23,849	▲ 4.1	22,391	▲ 6.1	20,784	▲ 7.2	19,682	▲ 5.3	18,462	▲ 6.2	17,630	▲ 4.5	16,864	▲ 4.3	17,724	5.1	17,806	0.5	17,136	▲ 3.8	17,593	2.7	17,087	▲ 2.9	16,349	▲ 4.3	17,036	4.2

正社員の有効求人倍率

項目 年月	正社員の有効求 人数 (A)	常用有効求職者 数 (パートを除く) (B)	正社員の有効求 人倍率 (原数値) (A/B)	前年同月差 (ポイント)	全国: 正社員 有効求人倍率 (原数値)	全国: 正社員 有効求人倍率 (季節調整値)
6年5月	16,697	16,496	1.01	0.00	0.94	1.00
6年6月	16,557	16,076	1.03	0.00	0.96	1.00
6年7月	16,916	16,006	1.06	0.00	0.99	1.01
6年8月	16,977	15,634	1.09	0.02	1.00	1.01
6年9月	17,640	15,806	1.12	0.03	1.01	1.02
6年10月	18,546	16,061	1.15	0.05	1.03	1.03
6年11月	18,346	15,410	1.19	0.08	1.06	1.03
6年12月	18,211	14,599	1.25	0.08	1.11	1.03
7年1月	17,400	15,015	1.16	0.03	1.08	1.03
7年2月	17,588	15,324	1.15	0.00	1.07	1.03
7年3月	17,653	15,633	1.13	0.03	1.05	1.04
7年4月	17,252	16,061	1.07	0.04	0.99	1.04
7年5月	17,047	16,149	1.06	0.05	0.98	1.03
7年6月	17,487	16,207	1.08	0.05	0.98	1.02
7年7月	17,172	16,385	1.05	▲ 0.01	1.00	1.02
7年8月	16,694	16,291	1.02	▲ 0.07	0.99	1.00
7年9月	16,796	16,347	1.03	▲ 0.09	1.00	1.00
7年10月	17,466	16,294	1.07	▲ 0.08	1.00	0.99
7年11月	17,241	15,536	1.11	▲ 0.08	1.02	0.99
7年12月	17,083	14,784	1.16	▲ 0.09	1.06	0.99
8年1月	16,706	15,131	1.10	▲ 0.06	1.04	0.99
8年2月	16,463	15,180	1.08	▲ 0.07	1.02	0.99
8年3月	16,462	15,624	1.05	▲ 0.08	0.99	0.99
8年4月	15,896	16,016	0.99	▲ 0.08	0.95	0.99
8年5月	15,872	15,785	1.01	▲ 0.05	0.94	0.99

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

◎正社員有効求人倍率の説明

1. 算出方法

$$\frac{\text{正社員の月間有効求人数 (A)}}{\text{パートタイムを除く常用の月間有効求職者数 (B)}} = \text{正社員有効求人倍率}$$

※ 分母の「パートタイムを除く常用の有効求職者数」には派遣労働者や契約社員を希望する求職者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。

2. 正社員求人は、現在のシステムでは産業別の求人数データの出力など、各種増減を比較できる基礎データがないために、月々の倍率の増減についての説明は、大変申し訳ありませんができませんので御了承願います。

有効求人倍率（原数値）

	7年5月	7年6月	7年7月	7年8月	7年9月	7年10月	7年11月	7年12月	8年1月	8年2月	8年3月	8年4月	8年5月
群馬県	1.17	1.18	1.20	1.21	1.21	1.26	1.31	1.38	1.35	1.33	1.27	1.12	1.12
前橋	1.09	1.08	1.13	1.13	1.15	1.15	1.21	1.17	1.17	1.13	1.12	0.99	0.95
高崎	1.43	1.47	1.54	1.60	1.58	1.71	1.77	1.86	1.79	1.70	1.67	1.39	1.40
安中	0.97	1.02	1.01	1.06	0.99	0.95	1.10	1.18	1.25	1.22	1.12	1.10	1.08
桐生	0.82	0.85	0.90	0.86	0.84	0.85	0.89	0.97	0.96	0.96	0.89	0.79	0.81
伊勢崎	1.37	1.25	1.26	1.20	1.27	1.37	1.38	1.47	1.52	1.46	1.38	1.31	1.35
太田	0.98	0.98	0.95	0.92	0.98	1.02	1.08	1.22	1.09	1.12	1.13	0.94	0.96
館林	1.22	1.31	1.28	1.32	1.15	1.23	1.27	1.47	1.48	1.54	1.35	1.23	1.16
沼田	1.10	1.16	1.32	1.31	1.38	1.41	1.41	1.32	1.27	1.23	1.16	1.05	1.01
富岡	1.24	1.33	1.38	1.40	1.42	1.42	1.43	1.45	1.46	1.44	1.50	1.39	1.49
藤岡	1.54	1.48	1.46	1.53	1.55	1.55	1.58	1.74	1.65	1.78	1.53	1.38	1.44
渋川	0.84	0.85	0.84	0.83	0.83	0.84	0.91	0.99	0.99	0.93	0.82	0.76	0.69
中之条	1.57	1.61	1.59	1.61	1.70	1.54	1.41	1.38	1.26	1.41	1.45	1.27	1.37

（一般＋パート）

新規求人倍率（原数値）

	7年5月	7年6月	7年7月	7年8月	7年9月	7年10月	7年11月	7年12月	8年1月	8年2月	8年3月	8年4月	8年5月
群馬県	1.90	2.09	1.92	2.12	2.09	2.18	2.19	2.57	1.96	1.84	1.88	1.47	1.80
前橋	1.71	1.82	1.76	1.95	1.86	1.80	2.18	1.75	1.77	1.76	1.58	1.24	1.59
高崎	2.77	2.87	2.42	3.45	2.50	3.43	3.19	3.22	2.98	2.39	2.44	1.87	2.32
安中	1.56	2.51	1.29	2.11	2.39	1.13	3.14	2.52	1.47	1.96	1.72	1.07	1.94
桐生	1.08	1.71	1.55	1.11	1.52	1.55	1.38	2.09	1.42	1.27	1.40	1.13	1.25
伊勢崎	2.64	1.74	2.06	2.52	2.22	2.46	2.29	2.94	2.55	1.91	2.14	2.02	2.23
太田	1.27	1.76	1.30	1.22	2.10	1.43	1.55	2.78	1.17	1.28	1.88	1.04	1.31
館林	1.96	2.43	2.04	2.30	1.80	2.15	2.56	2.82	1.97	2.46	1.68	1.69	1.86
沼田	2.13	1.78	2.52	2.04	2.05	2.35	1.71	1.72	1.85	1.83	1.66	1.39	1.32
富岡	1.46	2.81	2.34	1.96	2.75	2.17	1.95	3.47	2.08	1.80	3.16	1.90	2.32
藤岡	1.95	2.67	2.52	2.48	2.60	3.01	2.09	4.12	2.10	2.38	2.27	1.66	2.57
渋川	1.29	1.63	1.39	1.58	1.46	1.38	1.73	2.05	1.39	1.27	1.21	0.97	1.03
中之条	2.15	1.77	2.83	2.62	1.93	2.56	1.67	1.49	1.85	1.86	1.62	1.53	2.25

（一般＋パート）

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の（注）を参照してください。

就業地別求人倍率・求人数

群馬労働局職業安定部職業安定課

就業地別有効求人倍率（季節調整値）

1. 38 倍

就業地別新規求人倍率（季節調整値）

2. 21 倍

求人数の推移（原数値）

	新規求人数	前年同月比	有効求人数	前年同月比	新規求人倍率 （季節調整値）	有効求人倍率 （季節調整値）
令和7年5月	12,127	▲ 3.6	36,136	▲ 2.1	2.23	1.41
令和7年6月	12,738	1.8	36,485	▲ 0.5	2.22	1.39
令和7年7月	12,848	▲ 0.8	36,164	▲ 1.2	2.10	1.39
令和7年8月	10,802	▲ 9.7	34,970	▲ 3.2	2.10	1.35
令和7年9月	12,504	▲ 8.6	34,975	▲ 6.6	2.18	1.34
令和7年10月	14,099	▲ 0.2	36,485	▲ 5.1	2.23	1.36
令和7年11月	11,179	▲ 7.4	36,537	▲ 4.9	2.09	1.36
令和7年12月	12,099	▲ 6.3	36,348	▲ 4.3	2.14	1.37
令和8年1月	13,540	▲ 2.4	36,198	▲ 4.2	2.10	1.35
令和8年2月	11,365	▲ 11.7	36,263	▲ 5.9	1.99	1.35
令和8年3月	12,805	1.0	36,766	▲ 3.3	2.20	1.37
令和8年4月	12,775	▲ 0.9	35,151	▲ 4.5	2.24	1.36
令和8年5月	10,831	▲ 10.7	34,574	▲ 4.3	2.21	1.38

新規求人数（原数値）は2ヶ月連続の減少（前年同月比）

有効求人数（原数値）は39ヶ月連続の減少（前年同月比）

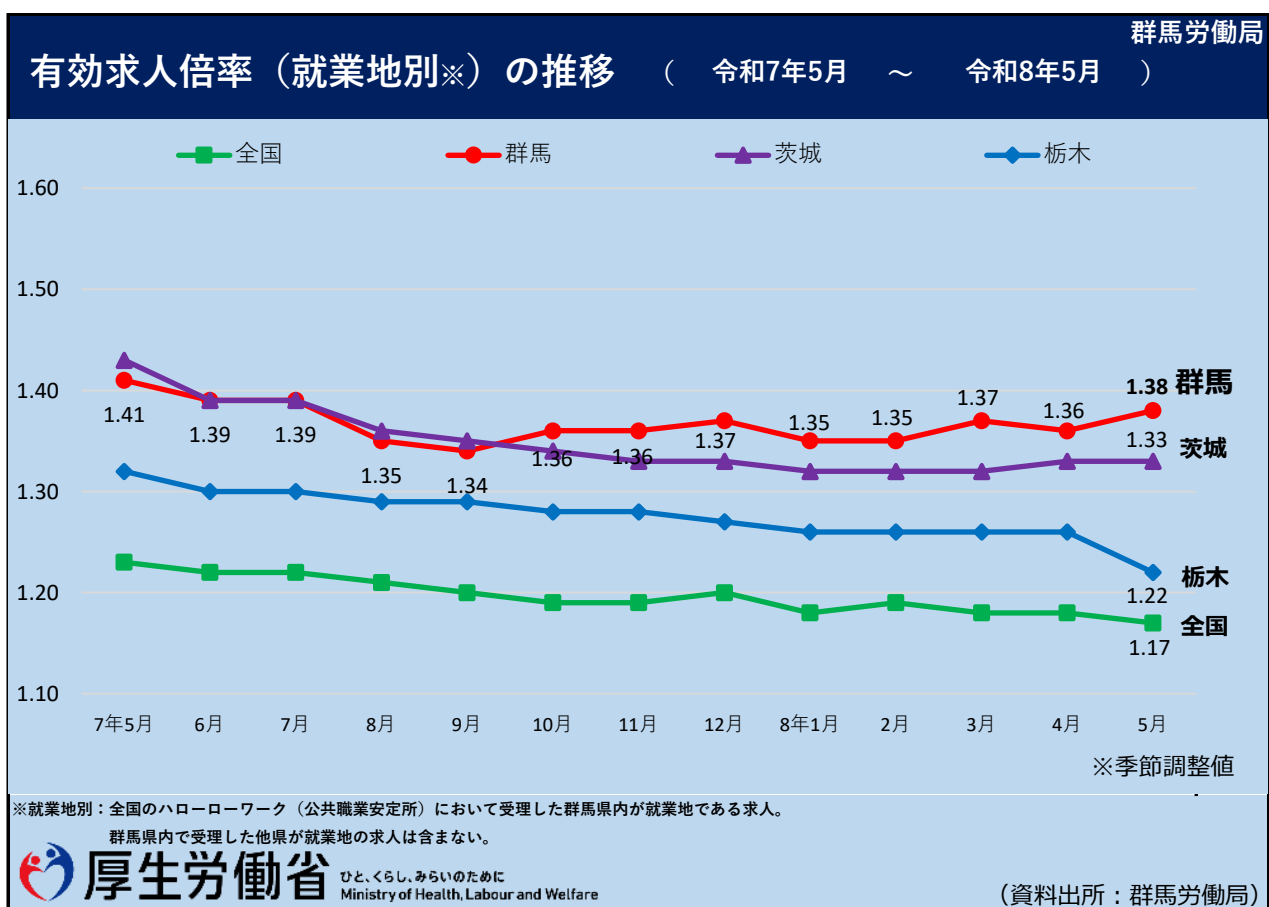
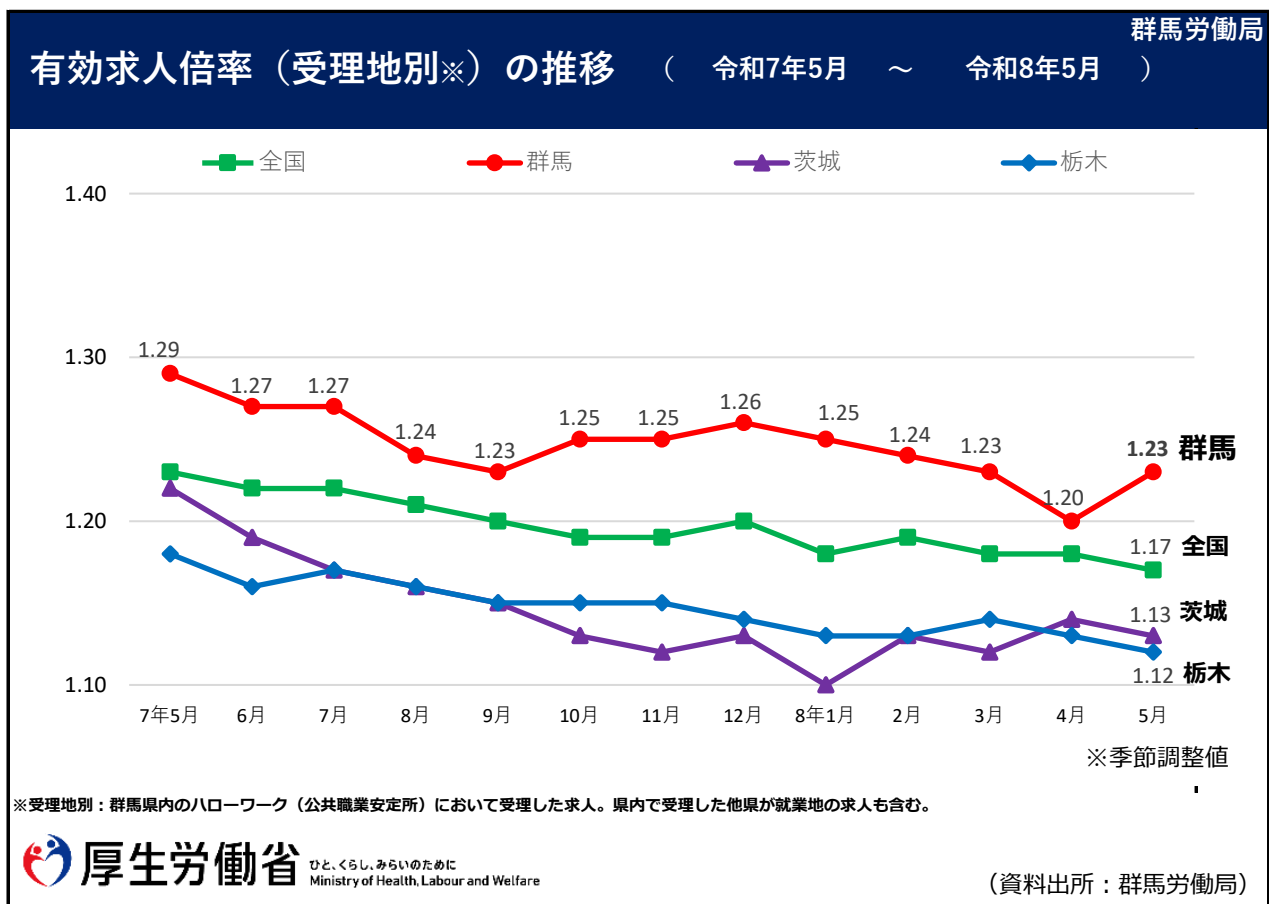
有効求人倍率（季節調整値）は2ヶ月ぶりの増加

産業別新規求人数

新規求人数		5月	前年同月比	前年同月差	備考
産業計		10,831	▲ 10.7	▲ 1296	2ヶ月連続の減少
主 な 産 業	建設業	952	▲ 9.4	▲ 99	2ヶ月連続の減少
	製造業	1,495	▲ 7.4	▲ 120	2ヶ月連続の減少
	情報通信業	82	▲ 2.4	▲ 2	4ヶ月連続の減少
	運輸業・郵便業	697	23.6	133	5ヶ月ぶりの増加
	卸売・小売業	1,140	▲ 27.4	▲ 431	2ヶ月ぶりの減少
	宿泊・飲食サービス	730	▲ 19.8	▲ 180	2ヶ月連続の減少
	医療・福祉	3,110	▲ 8.6	▲ 293	3ヶ月ぶりの減少
	サービス業	1,285	▲ 1.5	▲ 20	3ヶ月連続の減少
製造業内訳		5月	前年同月比	前年同月差	備考
主 な 内 訳	食料品	331	▲ 16.4	▲ 65	2ヶ月ぶりの減少
	プラスチック製品	157	0.6	1	2ヶ月ぶりの増加
	金属製品	188	2.7	5	2ヶ月ぶりの増加
	はん用機械器具	119	33.7	30	2ヶ月連続の増加
	生産用機械器具	73	▲ 15.1	▲ 13	2ヶ月連続の減少
	業務用機械器具	23	9.5	2	4ヶ月連続の増加
	電気機械器具	100	9.9	9	2ヶ月連続の増加
	輸送用機械器具	179	▲ 28.4	▲ 71	3ヶ月ぶりの減少

（注）1.ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の（注）を参照してください。

2.令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分。





法人企業景気予測調査

(令和8年4～6月期調査)

群馬県分

令和8年6月11日

財務省関東財務局
前橋財務事務所

《お問合せ先》
前橋財務事務所 財務課
TEL: 027-896-2908 (直通)
ホームページ: <https://lfb.mof.go.jp/kantou/maebashi/> (前橋財務事務所)
<https://lfb.mof.go.jp/kantou/> (関東財務局)
<https://www.mof.go.jp/> (財務省)

目 次

調 査 要 領 等	1
概 況	2
1. 企 業 の 景 況	3
2. 企 業 収 益 ・ 設 備 投 資	6
3. 雇 用	7
4. 国 内 の 景 況	8
5. 設 備 判 断	9
6. 設 備 投 資 の ス タ ンス	10
7. 資 金 調 達 方 法	11
< 参 考 資 料 > 企 業 収 益 の 全 業 種 集 計	12

≪調査要領等≫

1. 調査時点	令和8年5月15日
2. 調査の対象期間	
(1) 判断項目	令和8年4～6月（又は6月末）は現状判断 令和8年7～9月（又は9月末）、 令和8年10～12月（又は12月末）は見通し判断
(2) 計数項目	令和8年度は実績見込み
3. 調査対象の範囲及び選定方法	群馬県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、資本金という。）1千万円以上※の法人で法人企業統計四半期別調査の対象法人などから一定の方法により選定。なお、資本金30億円以上の法人については全数を選定。 ※「電気・ガス・水道業」及び「金融業、保険業」は資本金1億円以上の法人から選定。
4. 調査の方法	調査票による郵送またはオンライン調査（自計記入による）
5. 集計の方法	法人企業統計の業種分類による単純集計

≪調査対象法人・回収率≫

	模 別			業 種 別		合 計
	大 企 業	中堅企業	中小企業	製 造 業	非製造業	
対 象 法 人 数	31	24	83	50	88	138
回 答 法 人 数	30	20	64	40	74	114
ウェイト(%)	26.3	17.5	56.1	35.1	64.9	100.0
回 収 率 (%)	96.8	83.3	77.1	80.0	84.1	82.6

(注) 1. 大 企 業：資本金10億円以上

中堅企業：資本金1億円以上10億円未満

中小企業：資本金1千万円以上1億円未満

2. 表中のウェイトは、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

(参考)

BSI（ビジネス・サーベイ・インデックス）の読み方
(例) 「企業の景況」の場合
前期と比べて
「上昇」と回答した法人の構成比・・・40.0%
「不変」と回答した法人の構成比・・・25.0%
「下降」と回答した法人の構成比・・・30.0%
「不明」と回答した法人の構成比・・・5.0%
BSI＝（「上昇」と回答した法人の構成比・・・40.0%）
－（「下降」と回答した法人の構成比・・・30.0%）＝10.0%ポイント

概 況

(1) 企業の景況

現状判断は、「下降」超幅が拡大

(2) 売上高(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)

8年度は、増収見込み

(3) 経常利益(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)

8年度は、増益見込み

(4) 設備投資(除く土地購入額、含むソフトウェア投資額)

8年度は、減少見込み

(5) 雇 用

現状判断は、「不足気味」超幅が縮小

(6) 国内の景況

現状判断は、「下降」超に転じる

(7) 設備判断

現状判断は、「不足」超幅が縮小

※いずれも全規模・全産業ベース

1. 企業の景況

－ 現状判断は、「下降」超幅が拡大 －

8年4～6月期の企業の景況判断B S Iをみると、全規模・全産業ベースで「下降」超幅が拡大している。

これを規模別にみると、大企業は「上昇」超幅が縮小し、中堅企業は「下降」超に転じ、中小企業は「下降」超幅が拡大している。

また、業種別にみると、製造業、非製造業とも「下降」超幅が拡大している。

先行きについては、大企業は「上昇」超で推移する見通し、中堅企業、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっている。

《表1》企業の景況判断B S I

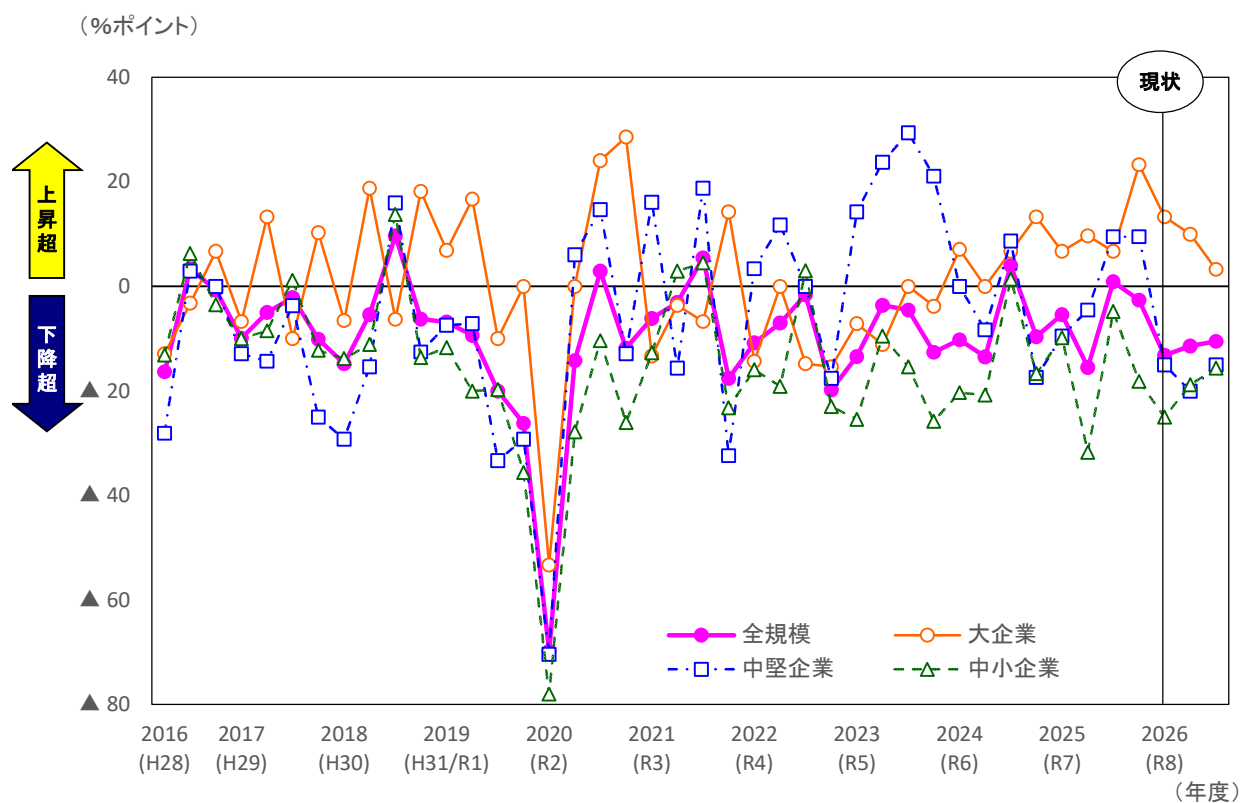
(前期比「上昇」－「下降」社数構成比)

(単位: %ポイント)

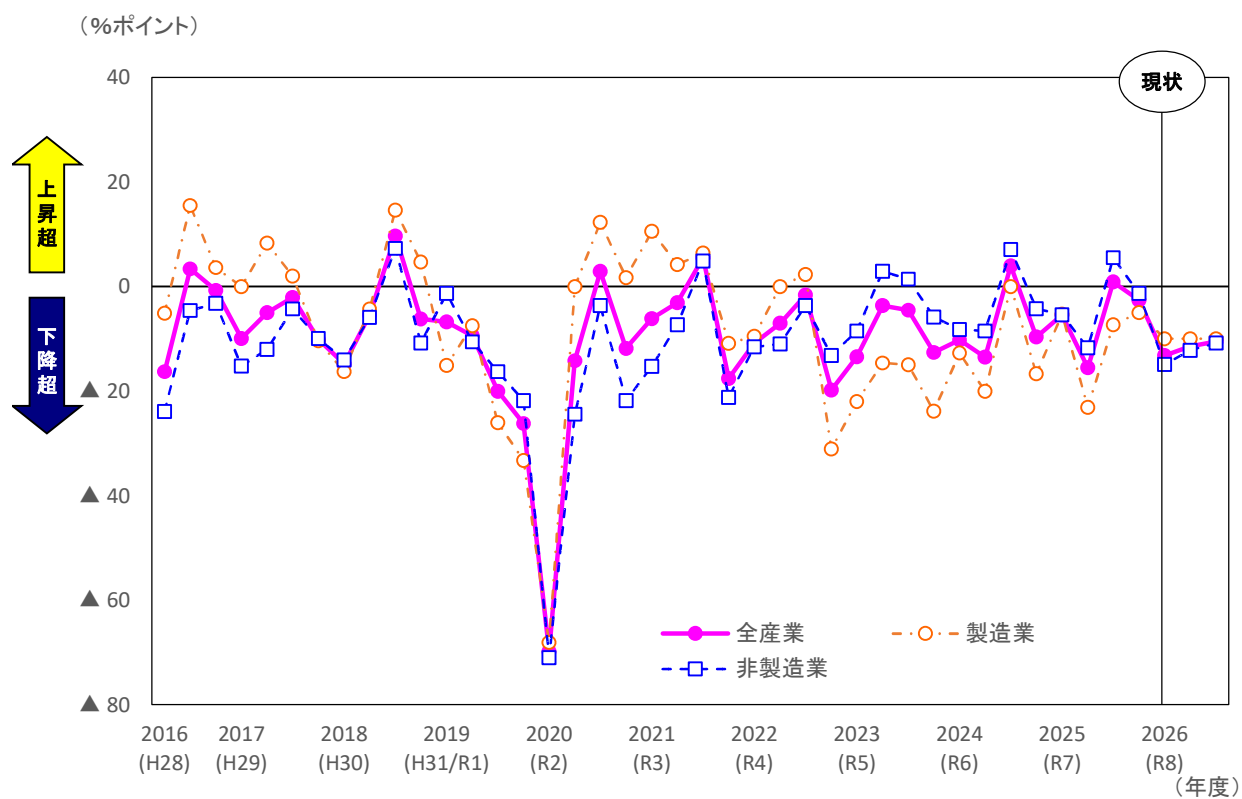
	8年1～3月	8年4～6月	8年7～9月	8年10～12月
全規模・全産業	(▲ 2.6)	▲ 13.2 (▲ 3.4)	▲ 11.4 (▲ 2.6)	▲ 10.5
大企業	(23.3)	13.3 (13.3)	10.0 (10.0)	3.3
中堅企業	(9.5)	▲ 15.0 (▲ 4.8)	▲ 20.0 (19.0)	▲ 15.0
中小企業	(▲ 18.2)	▲ 25.0 (▲ 10.6)	▲ 18.8 (▲ 15.2)	▲ 15.6
製造業	(▲ 5.0)	▲ 10.0 (▲ 5.0)	▲ 10.0 (▲ 5.0)	▲ 10.0
非製造業	(▲ 1.3)	▲ 14.9 (▲ 2.6)	▲ 12.2 (▲ 1.3)	▲ 10.8

(注) () 書は前回(8年1～3月期)調査結果。

【図１】規模別企業の景況判断BSIの推移



【図２】業種別企業の景況判断BSIの推移



《表2》企業の景況判断の決定要因

(回答社数構成比: %)

		全規模・全産業			製 造 業			非 製 造 業		
		4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月
上 昇	①国内需要(売上)	100.0	85.7	66.7	100.0	75.0	50.0	100.0	100.0	100.0
	②海外需要(売上)	18.8	14.3	33.3	14.3	25.0	50.0	22.2	0.0	0.0
	③販売価格	43.8	57.1	66.7	71.4	50.0	50.0	22.2	66.7	100.0
	④仕入価格	25.0	42.9	33.3	42.9	50.0	25.0	11.1	33.3	50.0
	⑤仕入以外のコスト	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2	0.0	0.0
	⑥資金繰り・資金調達	6.3	0.0	16.7	0.0	0.0	25.0	11.1	0.0	0.0
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	18.8	14.3	16.7	28.6	0.0	0.0	11.1	33.3	50.0
下 降	①国内需要(売上)	78.1	63.2	72.2	72.7	62.5	62.5	81.0	63.6	80.0
	②海外需要(売上)	9.4	10.5	11.1	27.3	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0
	③販売価格	43.8	57.9	44.4	54.5	75.0	50.0	38.1	45.5	40.0
	④仕入価格	78.1	84.2	88.9	72.7	75.0	87.5	81.0	90.9	90.0
	⑤仕入以外のコスト	37.5	36.8	33.3	27.3	0.0	0.0	42.9	63.6	60.0
	⑥資金繰り・資金調達	6.3	10.5	16.7	0.0	0.0	12.5	9.5	18.2	20.0
	⑦株式・不動産等の資産価格	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	6.3	5.3	5.6	0.0	0.0	0.0	9.5	9.1	10.0
	⑩その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

		大 企 業			中 堅 企 業			中 小 企 業		
		4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月
上 昇	①国内需要(売上)	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	66.7
	②海外需要(売上)	16.7	33.3	0.0	50.0	0.0	100.0	12.5	0.0	33.3
	③販売価格	50.0	33.3	50.0	0.0	100.0	0.0	50.0	66.7	100.0
	④仕入価格	16.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5	66.7	66.7
	⑤仕入以外のコスト	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0
	⑥資金繰り・資金調達	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	33.3
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	33.3	33.3	50.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0
下 降	①国内需要(売上)	100.0	0.0	100.0	40.0	50.0	75.0	83.3	66.7	69.2
	②海外需要(売上)	33.3	0.0	100.0	20.0	0.0	0.0	4.2	13.3	7.7
	③販売価格	0.0	0.0	0.0	60.0	75.0	50.0	45.8	53.3	46.2
	④仕入価格	100.0	0.0	100.0	80.0	100.0	100.0	75.0	80.0	84.6
	⑤仕入以外のコスト	33.3	0.0	0.0	40.0	25.0	25.0	37.5	40.0	38.5
	⑥資金繰り・資金調達	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	8.3	13.3	15.4
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	6.7	7.7
	⑩その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 1. 「金融業、保険業」は調査対象外。
2. 10項目中3項目以内の複数回答による回答社数構成比。

2. 企業収益・設備投資

(1) 企業収益（除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」）

－ 8年度は、増収増益見込み －

8年度の「売上高」は、全規模ベースで前年比8.9%の増収見込み、「経常利益」は、同8.4%の増益見込みとなっている。

「売上高」を規模別にみると、大企業は同9.7%、中堅企業は同4.6%、中小企業は同2.4%の増収見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同13.0%、非製造業は同5.0%の増収見込みとなっている。

「経常利益」を規模別にみると、大企業は同7.6%、中堅企業は同23.4%、中小企業は同7.1%の増益見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同15.5%、非製造業は同4.9%の増益見込みとなっている。

(2) 設備投資（除く土地購入額、含むソフトウェア投資額）

－ 8年度は、減少見込み －

8年度の「設備投資」は、全規模・全産業ベースで前年比6.4%の減少見込みとなっている。

これを規模別にみると、大企業は同6.5%、中小企業は同30.9%の減少見込み、中堅企業は同12.9%の増加見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同14.2%の減少見込み、非製造業は同8.6%の増加見込みとなっている。

＜表3＞企業収益・設備投資（8年度）

（前年比増減率：％）

	売 上 高	経 常 利 益	(受取配当金を除く)	設 備 投 資
全規模・全産業	8.9 (5.4)	8.4 (2.6)	13.3 (18.5)	▲ 6.4 (24.0)
大 企 業	9.7 (4.6)	7.6 (1.2)	12.8 (25.6)	▲ 6.5 (29.1)
中 堅 企 業	4.6 (9.6)	23.4 (2.8)	23.3 (2.8)	12.9 (▲ 25.9)
中 小 企 業	2.4 (8.3)	7.1 (17.2)	8.6 (17.2)	▲ 30.9 (57.1)
製 造 業	13.0 (4.7)	15.5 (▲ 3.5)	42.5 (80.5)	▲ 14.2 (9.2)
非 製 造 業	5.0 (6.3)	4.9 (7.6)	5.1 (7.7)	8.6 (33.6)

- (注) 1. () 書は前回(8年1～3月期)調査結果。
 2. 全業種の集計結果については、12ページを参照。
 3. 「金融業、保険業」の売上高は調査対象外。

3. 雇 用

－ 現状判断は、「不足気味」超幅が縮小 －

8年6月末時点の従業員数判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「不足気味」超幅が縮小している。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超幅が縮小している。

また、業種別にみると、製造業は「不足気味」超幅が拡大し、非製造業は「不足気味」超幅が縮小している。

先行きについては、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっている。

《表4》従業員数判断BSI

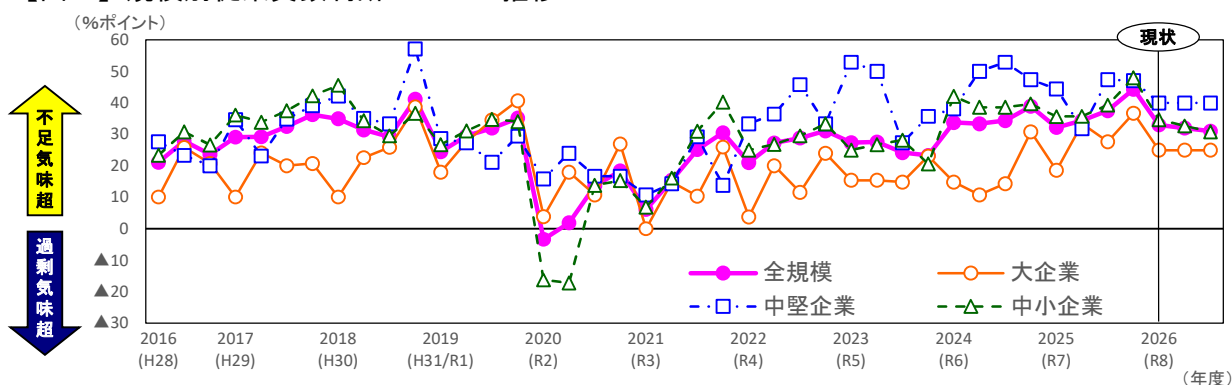
(期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比)

(単位:%ポイント)

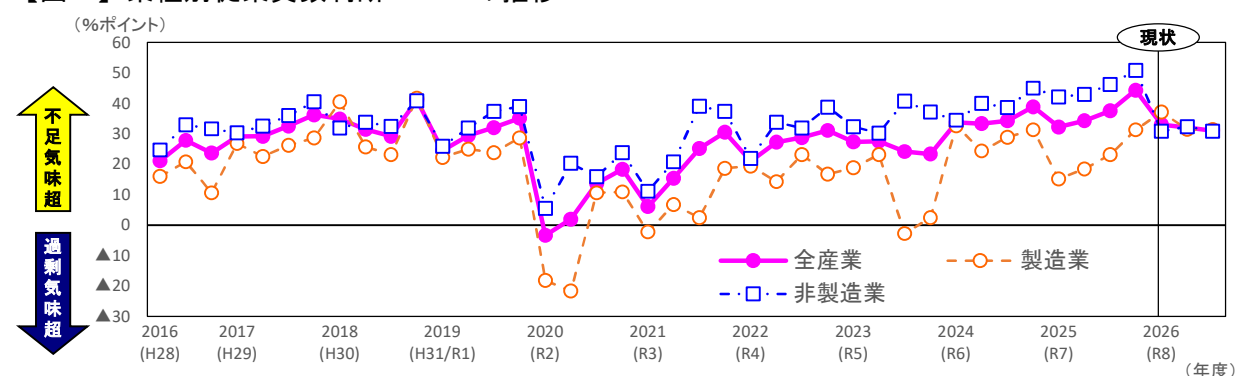
	8 年 3 月 末	8 年 6 月 末	8 年 9 月 末	8 年 12 月 末
全 規 模 ・ 全 産 業	(44.3)	33.0 (36.1)	32.0 (28.9)	31.0
大 企 業	(36.7)	25.0 (23.3)	25.0 (20.0)	25.0
中 堅 企 業	(47.1)	40.0 (41.2)	40.0 (35.3)	40.0
中 小 企 業	(48.0)	34.6 (42.0)	32.7 (32.0)	30.8
製 造 業	(31.3)	37.1 (25.0)	31.4 (21.9)	31.4
非 製 造 業	(50.8)	30.8 (41.5)	32.3 (32.3)	30.8

(注) () 書は前回(8年1～3月期)調査結果。

【図3】規模別従業員数判断BSIの推移



【図4】業種別従業員数判断BSIの推移



4. 国内の景況

－ 現状判断は、「下降」超に転じる －

8年4～6月期の国内の景況判断B S Iをみると、全規模・全産業ベースで「下降」超に転じている。

これを規模別にみると、大企業は「上昇」超幅が縮小し、中堅企業は「下降」超に転じ、中小企業は「下降」超幅が拡大している。

また、業種別にみると、製造業は「下降」超幅が縮小し、非製造業は「下降」超に転じている。

先行きについては、大企業は7～9月期に「下降」超に転じるものの、10～12月期に再び「上昇」超に転じる見通し、中堅企業、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっている。

＜表5＞国内の景況判断B S I

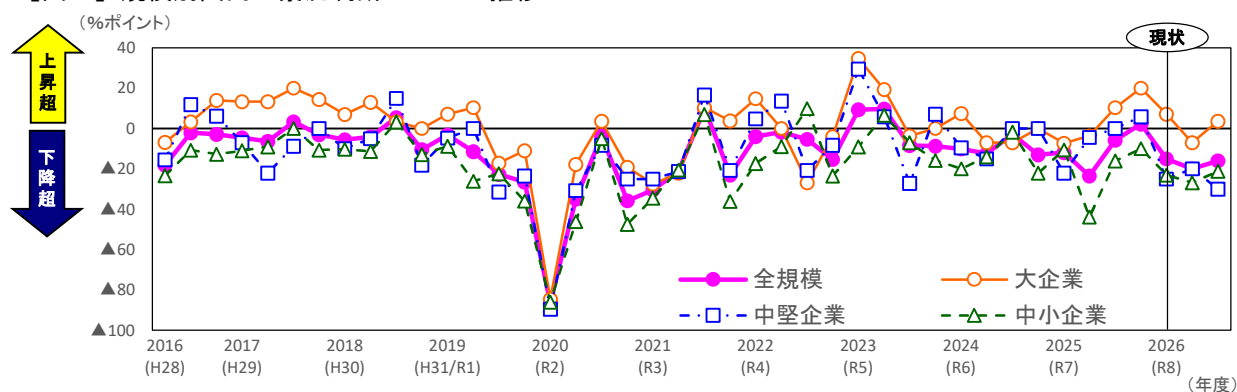
(前期比「上昇」－「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

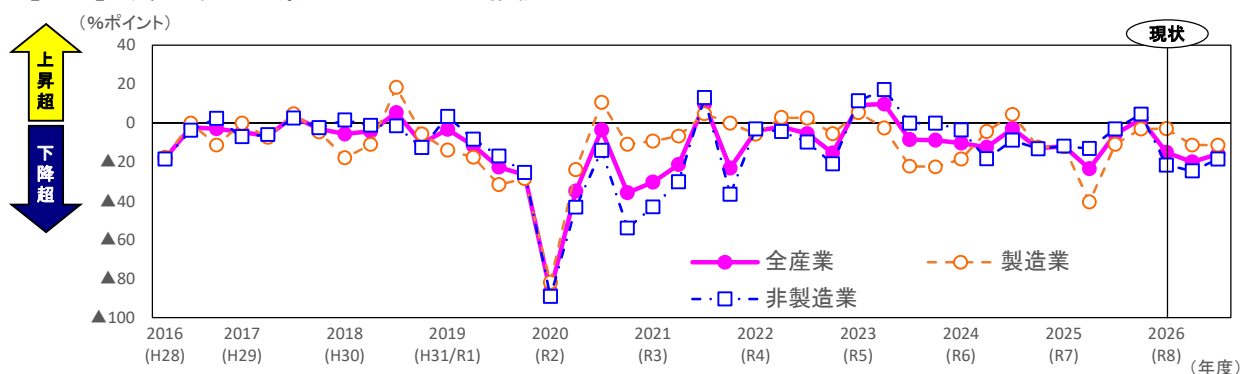
	8 年 1 ～ 3 月	8 年 4 ～ 6 月	8 年 7 ～ 9 月	8 年 10 ～ 12 月
全 規 模 ・ 全 産 業	(2.1)	▲ 15.0 (2.1)	▲ 20.0 (▲ 4.1)	▲ 16.0
大 企 業	(20.0)	7.1 (13.3)	▲ 7.1 (13.3)	3.6
中 堅 企 業	(5.9)	▲ 25.0 (11.8)	▲ 20.0 (0.0)	▲ 30.0
中 小 企 業	(▲ 10.0)	▲ 23.1 (▲ 8.0)	▲ 26.9 (▲ 16.0)	▲ 21.2
製 造 業	(▲ 3.1)	▲ 2.9 (3.1)	▲ 11.4 (0.0)	▲ 11.4
非 製 造 業	(4.6)	▲ 21.5 (1.5)	▲ 24.6 (▲ 6.2)	▲ 18.5

(注) () 書は前回(8年1～3月期)調査結果。

【図5】規模別国内の景況判断B S Iの推移



【図6】業種別国内の景況判断B S Iの推移



5. 設備判断

－ 現状判断は、「不足」超幅が縮小 －

8年6月末時点の設備判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「不足」超幅が縮小している。

これを規模別にみると、大企業は「不足」超幅が拡大し、中堅企業は「過大」超に転じ、中小企業は「不足」超幅が縮小している。

また、業種別にみると、製造業は「不足」超から均衡となり、非製造業は「不足」超幅が縮小している。

先行きについては、大企業、中小企業は「不足」超で推移する見通し、中堅企業は9月末に均衡となり、12月末に「不足」超に転じる見通しとなっている。

《表6》設備判断BSI

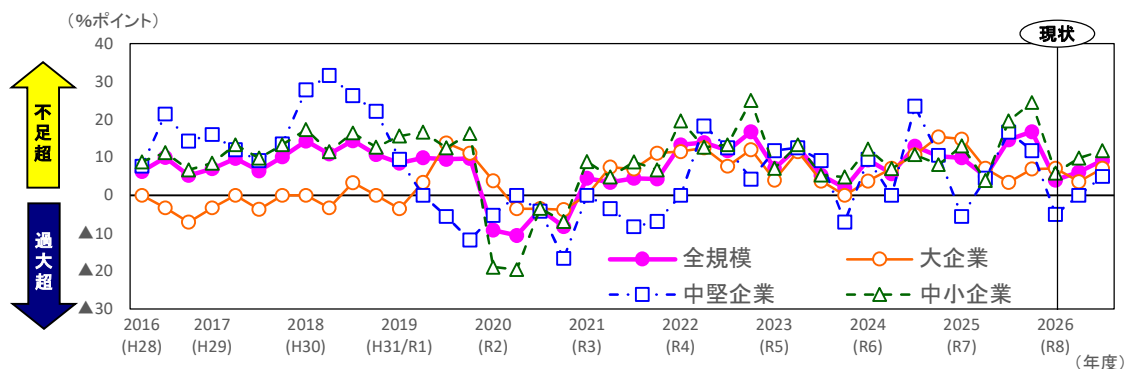
(期末判断「不足」－「過大」社数構成比)

(単位:%ポイント)

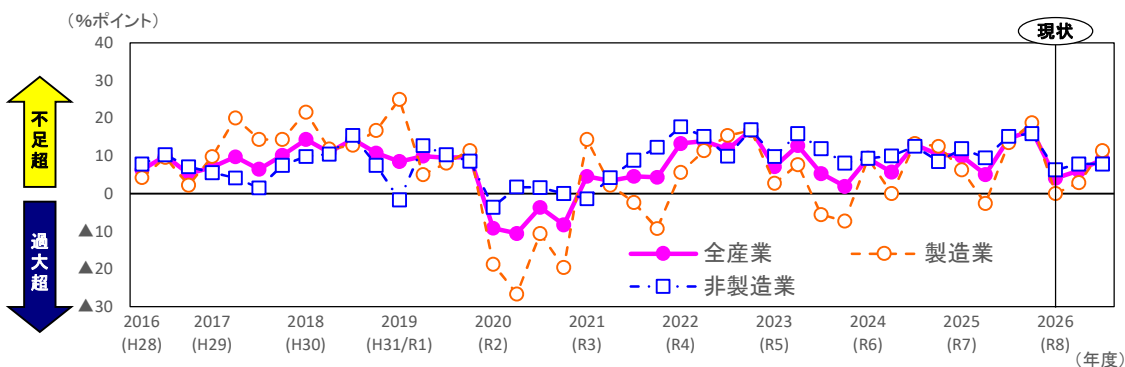
	8年3月末	8年6月末	8年9月末	8年12月末
全規模・全産業	(16.8)	4.0 (13.7)	6.1 (11.6)	9.1
大企業	(6.9)	7.1 (6.9)	3.6 (10.3)	7.1
中堅企業	(11.8)	▲ 5.0 (11.8)	0.0 (5.9)	5.0
中小企業	(24.5)	5.9 (18.4)	9.8 (14.3)	11.8
製造業	(18.8)	0.0 (18.8)	2.9 (9.4)	11.4
非製造業	(15.9)	6.3 (11.1)	7.8 (12.7)	7.8

(注) () 書は前回(8年1～3月期)調査結果。

【図7】規模別設備判断BSIの推移



【図8】業種別設備判断BSIの推移



6. 設備投資のスタンス

今年度における「設備投資のスタンス」を全規模・全産業ベースでみると、回答の多い順に「維持更新」、「省力化合理化」、「生産（販売）能力の拡大」となっている。

これを規模別にみると、大企業、中小企業は「維持更新」、中堅企業は「情報化への対応」をあげる企業が最も多い。

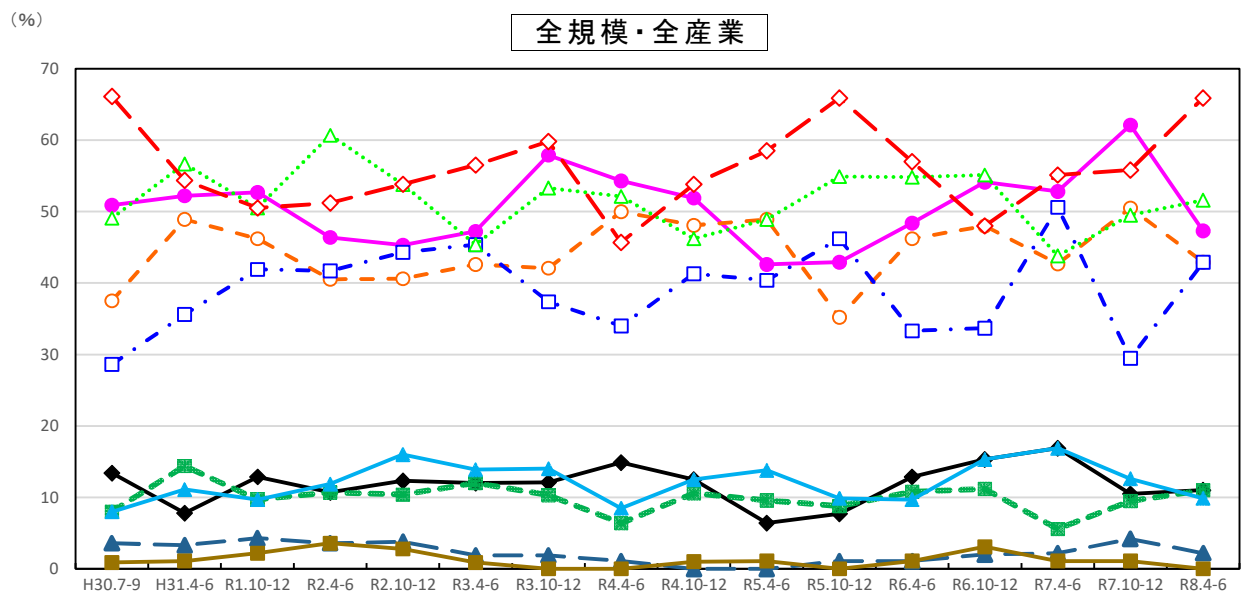
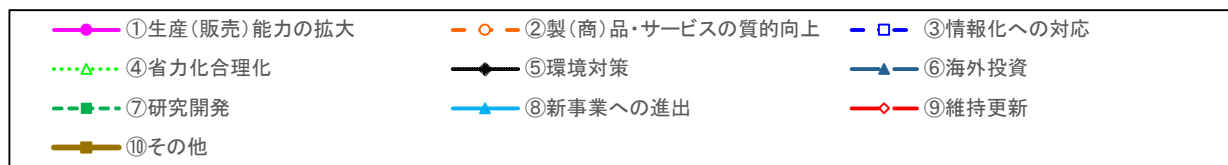
また、業種別にみると、製造業、非製造業とも「維持更新」をあげる企業が最も多い。

《表7》設備投資のスタンス（1社3項目以内の複数回答）

（回答社数構成比：％）

	① 生産（販売）能力の拡大	② 製（商）品・サービスの質的向上	③ 情報化への対応	④ 省力化合理化	⑤ 環境対策	⑥ 海外投資	⑦ 研究開発	⑧ 新事業への進出	⑨ 維持更新	⑩ その他
全規模・全産業	47.3	42.9	42.9	51.6	11.0	2.2	11.0	9.9	65.9	0.0
大企業	51.9	37.0	48.1	51.9	7.4	0.0	18.5	3.7	77.8	0.0
中堅企業	44.4	50.0	61.1	38.9	11.1	0.0	16.7	11.1	55.6	0.0
中小企業	45.7	43.5	32.6	56.5	13.0	4.3	4.3	13.0	63.0	0.0
製造業	59.4	37.5	25.0	56.3	15.6	0.0	21.9	6.3	62.5	0.0
非製造業	40.7	45.8	52.5	49.2	8.5	3.4	5.1	11.9	67.8	0.0

【図9】設備投資のスタンスの推移



7. 資金調達方法（除く「金融業、保険業」）

今年度における「資金調達方法」を全規模・全産業ベースでみると、回答の多い順に「民間金融機関」、「内部資金」、「リース」となっている。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業は「内部資金」、中小企業は「民間金融機関」をあげる企業が最も多い。

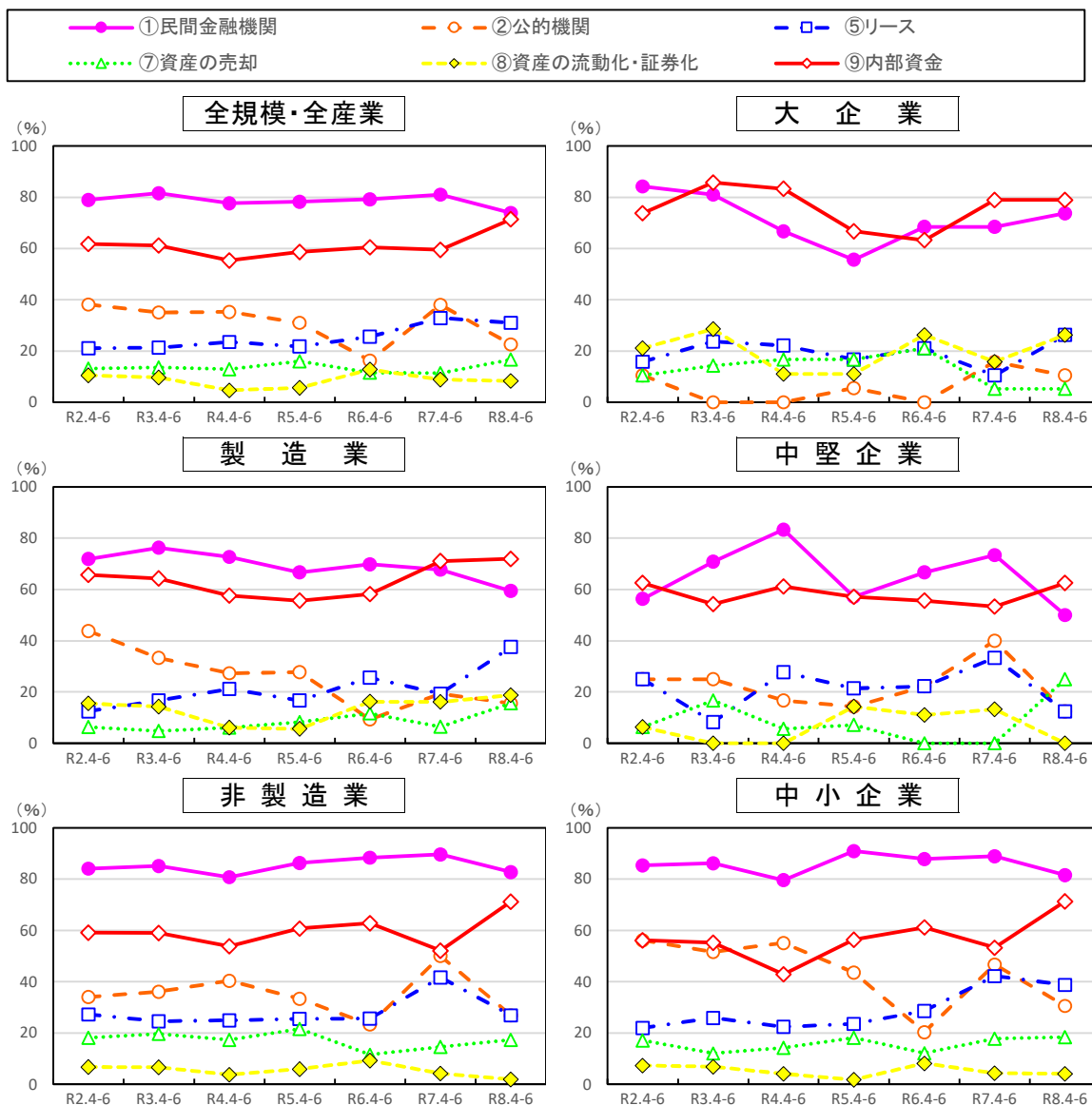
また、業種別にみると、製造業は「内部資金」、非製造業は「民間金融機関」をあげる企業が最も多い。

＜表 8＞資金調達方法（1社3項目以内の複数回答）

（回答社数構成比：%）

	① 民間金融機関	② 公的機関	③ 株式の発行	④ 社債の発行	⑤ リース	⑥ 企業間信用	⑦ 資産の売却	⑧ 資産の流動化・証券化	⑨ 内部資金	⑩ その他
全規模・全産業	73.8	22.6	1.2	0.0	31.0	9.5	16.7	8.3	71.4	8.3
大企業	73.7	10.5	0.0	0.0	26.3	15.8	5.3	26.3	78.9	10.5
中堅企業	50.0	12.5	6.3	0.0	12.5	18.8	25.0	0.0	62.5	18.8
中小企業	81.6	30.6	0.0	0.0	38.8	4.1	18.4	4.1	71.4	4.1
製造業	59.4	15.6	0.0	0.0	37.5	15.6	15.6	18.8	71.9	12.5
非製造業	82.7	26.9	1.9	0.0	26.9	5.8	17.3	1.9	71.2	5.8

【図 10】資金調達方法の推移



（注）「金融業、保険業」は調査対象外。

<参考資料>企業収益の全業種集計

《表 9》企業収益（全業種、8 年度）

売上高:含む「電気・ガス・水道業」、除く「金融業、保険業」

経常利益:含む「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」

(前年比増減率: %)

	売 上 高	経 常 利 益	(受取配当金を除く)
全 規 模 ・ 全 産 業	8.9 (5.4)	42.9 (19.0)	70.2 (48.6)
大 企 業	9.7 (4.6)	44.6 (23.1)	73.7 (70.0)
中 堅 企 業	4.6 (9.6)	20.1 (2.4)	25.6 (4.3)
中 小 企 業	2.4 (8.3)	7.1 (17.2)	8.6 (17.2)
製 造 業	13.0 (4.7)	15.5 (▲ 3.5)	42.5 (80.5)
非 製 造 業	5.0 (6.3)	50.4 (36.2)	75.6 (42.7)

- (注) 1. () 書は前回 (8年1～3月期) 調査結果。
 2. 「金融業、保険業」の売上高は調査対象外。



群馬県金融経済概況 (2026年6月)

2026年6月1日
日本銀行前橋支店

【景気判断】

(参考) 前回判断

総括判断	➡	県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかに回復している。
------	---	----------------------------------

同左

【項目別の推移】

個人消費	➡	物価高の影響を受けつつも、緩やかに増加している。
住宅投資	➡	弱めの動きとなっている。
公共投資	➡	横ばい圏内の動きとなっている。
設備投資	➡	一部に弱めの動きがみられるが、全体としては増加している。
生産	➡	緩やかに持ち直している。
雇用・所得	➡	改善している。

物価高の影響を受けつつも、増加している。
同左
増加している。
同左
同左
同左

(注) 「↑」、「↓」は、前回判断に比較して需要項目等の改善・悪化度合いが変化したことを示す。
なお、前回に比較し需要項目等の改善・悪化度合いが変化しなかった場合は、「→」となる。

(本件に関するお問い合わせ先)

日本銀行前橋支店 総務課 TEL 027-225-1114 FAX 027-220-1025

(ホームページアドレス)

<https://www3.boj.or.jp/maebashi/>

群馬県主要金融経済指標

1. 実体経済

(1) 個人消費：物価高の影響を受けつつも、緩やかに増加している。

▽百貨店・スーパー販売額

(前年比、%)

	25/ 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26/ 1月	2月	3月	4月
全店ベース	10.4	10.6	9.6	9.0	8.9	9.2	7.2	10.2	9.5	5.5	1.2	r 0.3	▲ 0.8	p 0.6
既存店ベース	3.7	3.2	3.3	2.9	2.8	2.1	0.6	2.9	3.6	▲ 0.9	1.3	r ▲0.4	▲ 1.7	p ▲0.1

(注) 「p」は速報値、「r」は訂正・改訂値(以下同じ)。

(資料出所) 経済産業省

▽家電大型専門店販売額

(前年比、%)

	25/ 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26/ 1月	2月	3月	4月
全店ベース	14.6	▲ 1.0	4.4	5.8	▲ 11.2	11.7	6.4	14.2	8.6	13.3	20.6	4.8	12.6	p 7.9

(資料出所) 経済産業省

▽乗用車新車登録台数

(前年比、%)

	25/ 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26/ 1月	2月	3月	4月
普通乗用車	1.3	▲ 5.4	▲ 10.9	▲ 9.2	1.8	▲ 8.1	▲ 3.0	▲ 10.8	▲ 17.9	▲ 11.9	▲ 10.8	▲ 16.1	▲ 9.3	19.1
小型乗用車	24.4	16.3	10.0	13.7	1.8	▲ 13.9	▲ 15.8	0.7	8.4	21.5	3.4	▲ 3.5	1.5	16.3
軽乗用車	3.5	21.6	▲ 0.2	16.0	▲ 4.9	▲ 11.1	▲ 5.3	▲ 3.2	▲ 7.3	6.5	▲ 0.4	▲ 2.1	13.6	▲ 4.1

(資料出所) 群馬県自動車販売店協会、全国軽自動車協会連合会群馬事務所

▽三温泉地宿泊客数

(前年比、%)

	25/ 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26/ 1月	2月	3月	4月
宿泊客数	3.9	2.8	2.9	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 1.1	▲ 3.2	▲ 0.5	1.2	▲ 0.9	▲ 4.3	0.0	▲ 0.7	▲ 4.6

(注) 三温泉地は、草津、伊香保、水上の合計。

(資料出所) 日本銀行前橋支店

(2) 住宅投資：弱めの動きとなっている。

▽新設住宅着工戸数

(前年比、%)

	25/ 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26/ 1月	2月	3月	4月
着工戸数	67.7	▲ 45.2	▲ 15.7	▲ 28.8	▲ 9.9	▲ 26.1	6.1	▲ 29.9	▲ 7.5	▲ 17.3	1.6	▲ 7.8	▲ 34.7	42.9

(資料出所) 国土交通省

(3) 公共投資：横ばい圏内の動きとなっている。

▽公共工事請負金額

(前年比、%)

	25/ 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26/ 1月	2月	3月	4月
請負金額	▲ 1.2	▲ 11.7	18.5	17.0	7.7	▲ 30.1	▲ 3.0	1.3	▲ 17.5	3.9	1.7	4.8	1.8	▲ 38.4

(資料出所) 東日本建設業保証(株)

(4) 設備投資：一部に弱めの動きがみられるが、全体としては増加している。

▽建築着工床面積

(前年比、%)

	25/ 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26/ 1月	2月	3月	4月
民間非居住用	2.4倍	88.8	58.7	38.2	0.2	▲ 57.4	▲ 34.6	▲ 27.6	▲ 45.4	40.2	▲ 37.5	▲ 26.5	▲ 45.6	▲ 66.2

(資料出所) 国土交通省

▽設備投資額(含むソフトウェア投資額、土地投資額)

(前年度比、%)

	24年度 (実績)	25年度 (実績見込み)	26年度 (計画)
全産業	43.7	7.8	2.3

(資料出所) 日本銀行前橋支店

(5) 生産：緩やかに持ち直している。

▽鉱工業指数

(季節調整済み前月比、%)

	25/ 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26/ 1月	2月	3月	4月
生産	8.3	10.3	▲12.1	▲0.6	10.8	▲8.1	28.7	▲29.8	▲6.7	25.4	r▲4.3	▲8.6	2.5	n.a.
出荷	▲8.1	0.2	▲4.7	2.2	▲5.9	▲3.4	▲0.7	0.0	▲6.6	6.1	r11.4	7.1	▲4.6	n.a.
在庫	▲4.4	9.0	11.4	▲15.0	14.9	5.9	15.3	▲8.7	3.7	14.3	▲14.7	▲12.1	▲2.7	n.a.

(資料出所) 群馬県

(6) 雇用・所得環境：改善している。

▽雇用・所得関連指標

(倍、%)

	25/ 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26/ 1月	2月	3月	4月
有効求人倍率	1.32	1.30	1.29	1.27	1.27	1.24	1.23	1.25	1.25	1.26	1.25	1.24	1.23	1.20
常用労働者数	1.8	2.0	2.2	1.8	1.6	1.0	1.8	2.1	2.7	1.9	▲1.0	0.0	▲1.6	n.a.
一人当たり名目賃金	0.5	▲2.1	▲2.8	▲2.8	▲0.2	▲1.9	1.6	▲2.1	▲2.6	1.8	▲0.1	1.1	▲1.5	n.a.

(注1) 有効求人倍率は季節調整値。常用労働者数および一人当たり名目賃金は前年比。

(注2) 常用労働者数および一人当たり名目賃金は事業所規模5人以上ベース。

(資料出所) 群馬労働局、群馬県

2. 物価

消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は、食料(生鮮除く)を中心に前年を上回っている。

▽消費者物価指数（前橋市）

(前年比、%)

	25/ 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26/ 1月	2月	3月	4月
総合	3.6	3.2	2.9	2.9	2.6	2.4	2.7	2.7	2.5	1.4	0.6	0.5	0.7	1.1
生鮮食品を除く総合	3.2	3.2	3.1	2.9	2.6	2.4	2.5	2.6	2.3	1.6	0.9	0.6	1.1	1.2

(資料出所) 総務省

3. 企業倒産

企業倒産は、横ばい圏内で推移している。

▽企業倒産件数・負債総額（負債額1,000万円以上）

(件、億円)

	25/ 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26/ 1月	2月	3月	4月
倒産件数	14	11	9	11	10	12	10	17	9	6	18	6	10	17
負債総額	78	12	8	10	10	55	8	18	15	25	59	5	7	22

(注) 負債総額は、億円未満を切り捨て。

(資料出所) (株)東京商工リサーチ

4. 金融

実質預金は、前年を下回った。貸出金は、法人向けの運転資金需要を背景に前年を上回った。

▽金融機関の実質預金残高および貸出金残高

(末残前年比、%)

	25/ 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26/ 1月	2月	3月	4月
実質預金	0.4	0.6	0.4	0.8	0.7	0.9	0.9	0.3	0.8	0.4	0.7	0.9	▲0.5	n.a
貸出金	2.0	2.2	1.6	1.9	2.3	2.7	2.5	2.5	2.2	2.0	2.3	2.3	2.2	n.a

(注1) 集計対象は、国内銀行（銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行<ゆうちょ銀行、信託銀行の信託勘定分を除く>）の群馬県内店舗および群馬県内に本店を有する信用金庫の全店舗。

(注2) 実質預金（＝「預金」－「切手手形」）は、国内銀行はオフショア勘定を除く。信用金庫はオフショア勘定を含む。

(注3) 貸出金は、国内銀行は中央政府向け貸出およびオフショア勘定を除く。信用金庫は中央政府向け貸出およびオフショア勘定を含む。

(資料出所) 日本銀行前橋支店

(参考) 貸出約定平均金利

(%)

	25/ 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26/ 1月	2月	3月	4月
ストック・総合	1.157	1.163	1.168	1.234	1.237	1.235	1.242	1.245	1.245	1.289	1.307	1.342	1.384	n.a
フロー・総合	1.339	1.495	1.471	1.410	1.404	1.499	1.414	1.463	1.417	1.528	1.582	1.655	1.682	n.a

(注1) 集計対象は、群馬県に本店を有する国内銀行および信用金庫の全店舗。

(注2) 国内銀行の貸出約定平均金利(以下、貸出金利)は、日本銀行が個別の銀行より報告を受けて独自に集計しているもの。信用金庫の貸出金利は、全国信用金庫協会が集計したものを使用。

(注3) 「ストック」は、当該月末時点において残高のあるすべての貸出。「フロー」は、当該月末貸出残高のうち、当月中において実行した貸出。いずれの貸出金利も金融機関の金利データを基に、貸出残高で加重平均して算出。

(注4) 「総合」は、短期・長期・当貸の3つの約定期間の貸出全てを対象に算出。

(注5) 貸出金利の対象は、銀行勘定の円貸出のうち、金融機関向け円貸出を除いたもの。

(資料出所) 日本銀行前橋支店

令和8年 春闘 各機関別賃上げ集計状況

【連 合】

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	昨年同時期
全体	1.78%	2.07%	3.58%	5.10%	5.25%	(6月4日公表) 5.02%	(6月5日公表) 5.26%
	5,180円	6,004円	10,560円	15,281円	16,356円	16,518円	16,399円
300人未満	1.73%	1.96%	3.23%	4.45%	4.65%	(6月4日公表) 4.70%	(6月5日公表) 4.70%
	4,288円	4,843円	8,021円	11,358円	12,361円	12,929円	12,453円

【経 団 連】

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	昨年同時期
500人以上	1.84%	2.27%	3.99%	5.58%	5.45%	(5月27日公表) 5.46%	(5月22日公表) 5.38%
	6,124円	7,562円	13,362円	19,210円	19,356円	19,964円	19,342円
500人未満	1.68%	1.92%	3.00%	4.01%	4.35%		(6月20日公表) 4.35%
	4,376円	5,036円	8,012円	10,712円	11,999円		11,826円

【厚生労働省】

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
主要企業	1.86%	2.20%	3.60%	5.33%	5.52%
	5,854円	6,898円	11,245円	17,415円	18,629円

○調査対象
連合 : 「全体」は、規模計。「300人未満」は、全体の内数。
経団連 : 「500人以上」は、原則として東証1部上場。
厚生労働省 : 「主要企業」は、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって、労働組合のあるもの。

群馬労働局労働基準部賃金室作成

群馬地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

(目 的)

第1条 群馬地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する群馬県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構 成)

第2条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、群馬労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の専門部会の委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開・非公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

33

(報 告)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止するものとする。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月27日から施行する。